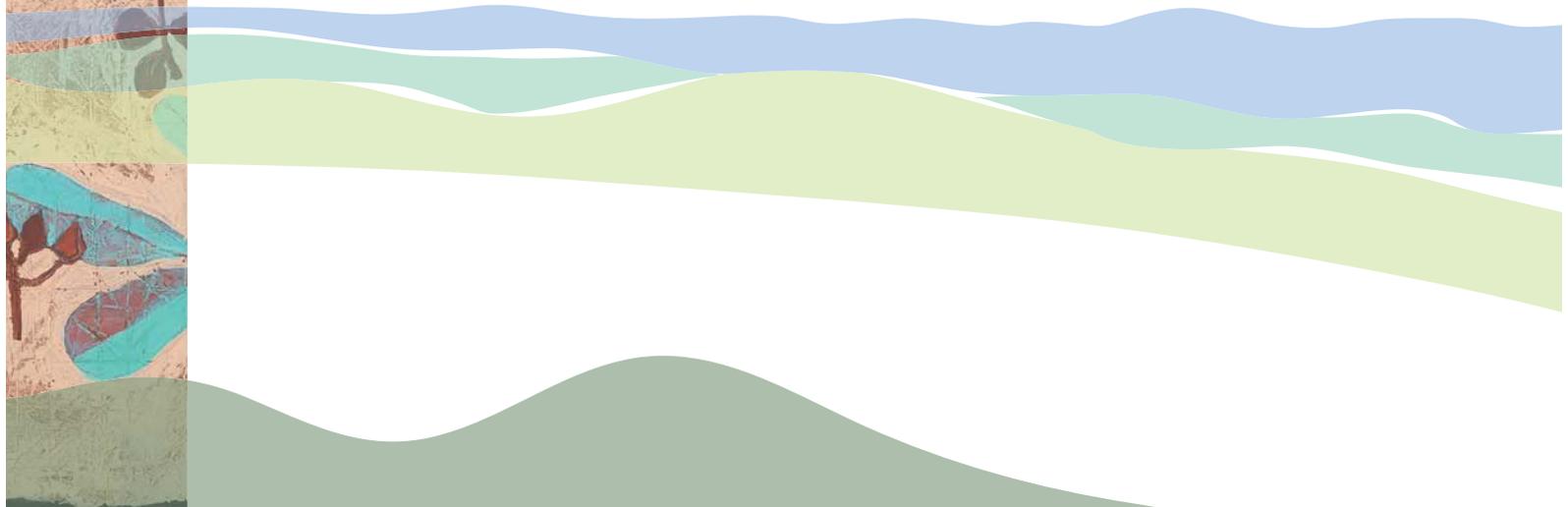


H I T A

第 6 次日田市総合計画

大分県日田市





日田市章

昭和16年5月5日制定

水郷(すいきょう)日田のシンボルである清流三隈川を円内に図案化し、日田の文字を円型をもって組み合わせて表しています。

伝統と文化をたっとび、豊かな心を育てよう。

明るく胸を張って働こう。

お互いに信じあい、あたたかい心で人に接しよう。

きまりを守り、よい習慣を身につけよう。

水と緑と空を大切にし、美しい町をつくろう。

日田市民憲章

昭和45年12月1日制定



アヤメ

水郷日田のイメージにぴったりの花として選ばれました。



セキレイ(いしたたき)

水辺に住み、長い尾羽根を上下に振り動かす優美な小鳥です。



さざんか

ツバキ科の常緑樹で、10月から12月にかけて美しい花をつけます。

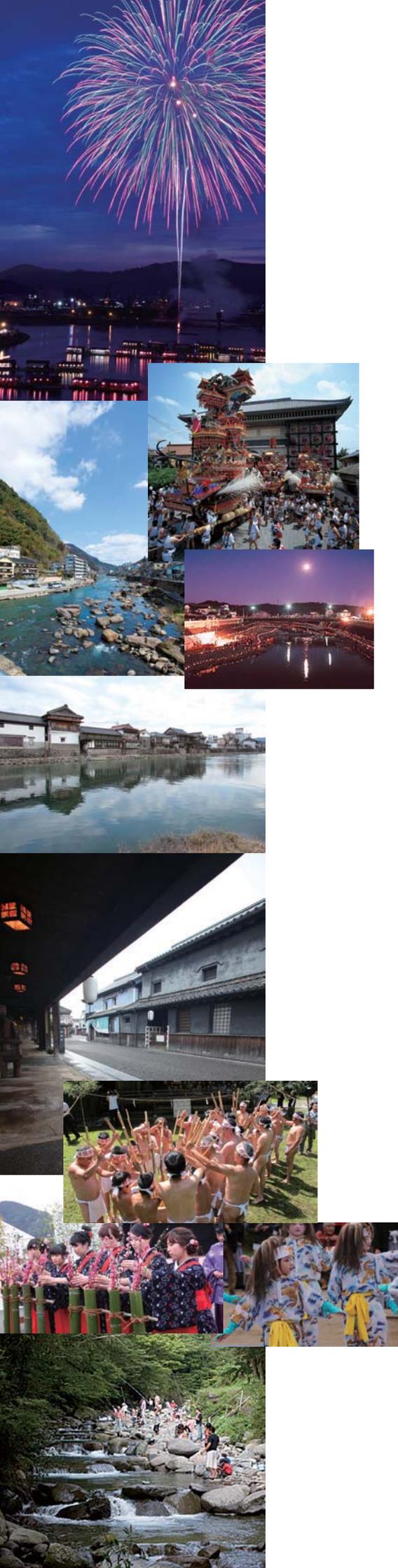


日田市歌

作詞 山口扶美
作曲 松田二三
(昭和16年5月5日制定)

- 一 朝霧の ほのかに霽(は)れて
青き山 繞(めぐ)るところ
三隈川 流れ清らに
若鮎の 銀と躍るを
ここぞ おお 日田市
- 二 咸宜園 跡を偲びて
古き歴史(ふみ) 薫るところ
世の人の 常に慕いて
とこ永久(とわ)に 語り継ぐを
ここぞ おお 日田市
- 三 天地(あめつち)に 恵みあふれて
産業(なりわい)の 栄行くところ
澁(はつ)らつと 道を展(ひら)きて
興隆の 意気に燃ゆるを
ここぞ おお 日田市





ごあいさつ

「市民が主役のまちづくり」を宣言した日田市自治基本条例の施行から3年が経過し、市内の各地域で市民の参画と協働によるまちづくりが始まっています。

急激な人口減少による過疎化・高齢化の進行、住民ニーズの多様化などを背景として、行政運営につきましても、高齢者福祉、子育て支援などをはじめとする市民福祉の向上や地域経済の活性化といった課題への対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした運営への変革が必要となっています。

このような中、平成39年度を目標年度として「ともにつくる 一人ひとりが主役の ひと」を市の将来像に掲げた第6次日田市総合計画を策定しました。計画では、市民協働、福祉、産業振興、生活基盤、教育・文化、環境の6つの分野にわたって「まちづくりの大綱」を定め、各種の施策を展開することとしました。

今後も平成28年2月に策定した日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策の推進と併せて、産業力や教育・子育て力、福祉力、交流・連携力など、日田らしい「地域力」を磨きながら、どんな社会の変化にも耐えることができる自律したまち ひと の創生にまい進する所存です。

ふるさとを次世代につなげ、日田市が将来にわたって魅力あるまちであり続けるために、市政に対しまして、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。本市が「誰もがそこに住むことを誇れるまち」となるようともに歩んでまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたって貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なるご審議を賜りました総合計画審議会委員など関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

日田市長 **原田啓介**

目次

はじめに

1. 総合計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の役割	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の構成	3
(5) 総合計画と分野別の各計画	4
2. 総合計画策定の背景	6
(1) 日田市の特性	6
(2) 時代の潮流とまちづくりの視点	6
(3) 市民意識調査	8

基本構想

基本構想の策定にあたって	12
(1) 基本構想の趣旨	12
(2) 計画の期間	12
1. 日田市の将来像	12
2. 人口の将来指標	13
3. まちづくりの大綱(6つの政策)	14

第1期基本計画

まちづくりの大綱	18
基本計画の策定にあたって	20
(1) 基本計画の趣旨	20
(2) 計画の期間	20
第1期基本計画における政策課題	21

第1章 市民協働

きずなを強める

～人の力が活かされるひた～

1-1) 市民協働のまちづくり	24
1-2) 市民サービスの充実・向上	28
1-3) 政策を実行・実現する行財政運営	30

第2章 福祉

住む安心を高める

～いつまでも暮らしたいひた～

2-1) 健康づくり、保健・医療の充実	34
2-2) 地域福祉の推進	36
2-3) 子ども・子育て支援の推進	38
2-4) 障がい者(児)福祉の充実	40
2-5) 高齢者福祉の充実	42
2-6) 防災・消防・救急体制の強化	44
2-7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実	46

第3章 産業振興

やりがいと魅力をつくる

～価値を磨き続けるひた～

3-1) 農業・水産業の振興	50
3-2) 林業の振興	54
3-3) 商工業の振興	56
3-4) 観光の振興	60

第4章 生活基盤

安全で快適に暮らす

～便利も快適もそろえるひた～

4-1) 道路・河川・公共交通の整備	64
4-2) 住環境の整備と維持管理	66
4-3) 公園・緑地の整備と維持管理	68
4-4) 地域特性を活かした空間づくり	70
4-5) 情報通信基盤の整備と維持管理	72
4-6) 減災対策と災害復旧	74

第5章 教育・文化

学ぶ楽しさを増やす

～学ぶ機会に満ちるひた～

5-1) 学校教育の充実	78
5-2) 文化芸術の振興	82
5-3) 生涯学習の充実	84
5-4) スポーツ・レクリエーションの振興	86
5-5) 互いに尊重しあえる社会の実現	88

第6章 環境

水と緑を宝にする

～自然の宝を光らせるひた～

6-1) 地域環境の保全	92
6-2) 良好な水資源の確保	94
6-3) 資源循環と地球温暖化対策の推進	96
6-4) 環境意識の向上	98

資料

1. 総合計画策定の経過	102
2. 日田市総合計画審議会	103
(1) 日田市総合計画審議会条例	103
(2) 諮問・答申	104
(3) 審議会委員名簿	106
3. 市民意識調査結果	107

第6次日田市総合計画

序論編

はじめに

1. 総合計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

日田市では、市政を総合的かつ計画的に運営するため、昭和46(1971)年に日田市総合計画を策定して以来、総合計画に沿って各種の施策を推進しています。また、平成26(2014)年には「市民を主体としたまちづくりの実現」を目的とする日田市自治基本条例*₁を定め、市の最上位計画として総合計画を策定するよう義務付けました。

このような中、「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」を将来都市像として定めた第5次日田市総合計画が目標年度の平成28(2016)年度を迎えることから、次期計画となる第6次日田市総合計画を策定しました。

第6次日田市総合計画は、これまでの総合計画と同様に市政運営の基本事項としての計画であるとともに、市民と行政が理念を共有し、協働*₂してまちづくりを進めるための指針として策定しています。

(2) 計画の役割

総合計画は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針です。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものです。

*1 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*2 協働

様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特性を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

(3) 計画の期間

第6次日田市総合計画の計画期間は、平成29(2017)年度から平成39(2027)年度の11年間とします。

(4) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。

基本構想

日田市の将来像や市政の基本方針を示したもので、これからのまちづくりの根幹となるものです。

基本計画

基本構想が示す基本方針に沿って実施する施策を体系的にまとめたものです。基本計画は、第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3期計画を4年間に区分して策定します。

実施計画

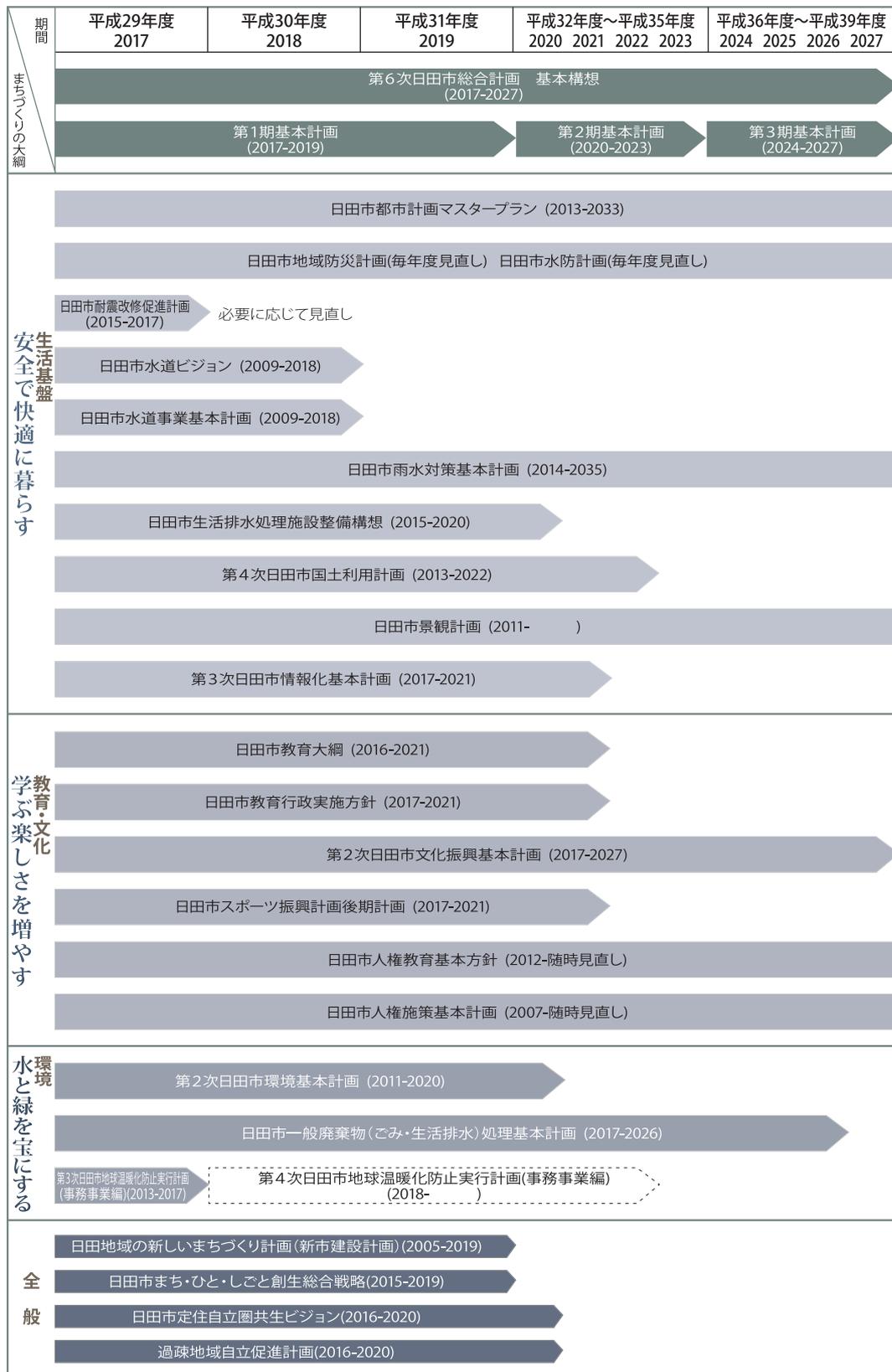
基本計画で示す施策に基づき、市が実施する具体的な事業の計画をまとめたものです。実施計画は3年間を単位として毎年見直しを行い、各年度における予算編成の指針となります。



(5) 総合計画と分野別の各計画

総合計画と分野別の計画を体系的に時系列で整理すると下図のようになります。





----- 計画策定予定

2. 総合計画策定の背景

(1) 日田市の特性

日田市は大分県の西部、福岡県と熊本県に隣接した北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されています。気候は、内陸特有の性質から寒暖の差が大きく、雨量も多いことから、四季の移ろいがはっきりしているといった特徴があります。

古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として発展しました。当時の歴史的な町並みや伝統文化は今なお脈々と受け継がれており、私塾「咸宜園」*₁ や塾と共生したまち「豆田町」等が教育遺産群として日本遺産に認定されているほか、「日田祇園の曳山行事」*₂ はユネスコ無形文化遺産に登録されています。

(2) 時代の潮流とまちづくりの視点

社会の構造や経済分野における情勢の変化は、私たちの身近な生活にも大きな影響を及ぼすことから、本市が進めるまちづくりも、これらを的確に把握し将来を見据えながら取組を進めなければなりません。

社会経済活動のグローバル化や高度情報化社会の進展、自然環境との共生や地域資源を活かした持続可能なまちづくりなど時代の要請は多岐にわたっています。中でも、総合計画の策定にあたって特に重要視した視点は以下のとおりです。

人口の減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所は、平成72(2060)年の人口を8,674万人と推計しています。本市においても昭和30(1955)年の9万9,948人をピークに人口は減少しており、平成27(2015)年の国勢調査の結果では6万6,523人となっています。

平成28(2016)年4月の本市における年代別の人口比率は、年少人口割合(15歳未満人口が総人口に占める割合)が12.9%、老年人口割合(65歳以上人口が総人口に占める割合)が32.1%と平成22(2010)年の国勢調査と比較して、年少人口割合が0.6ポイント減少し、老年人口割合が3.1ポイント上昇しています。

このような人口の減少と少子高齢化の急激な進行は、地域経済の衰退や地域コミュニティ *₃ の崩壊といった問題を深刻化させ、市民が安心して暮らせる地域社会の維持が困難になる要因となります。このため、産業の振興などを通じた定住・移住施策を積極的に推進し、急激な人口減少を抑制する必要があります。また、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うことにより、少子化に歯止めをかけるとともに高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みをつくる必要があります。

*1 私塾「咸宜園」

江戸時代後期に生まれた儒学者・廣瀬淡窓が豊後・日田の地に開いた日本最大規模の私塾(学校)。

*2 日田祇園の曳山行事

毎年7月20日過ぎの土日に、隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称。

*3 地域コミュニティ

一定の地域に居住する人々のつながりや活動。

地方創生に向けた取組

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

日田市においても「ひと」が育ち、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる、または、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むといった好循環を生み出すことを目的として、「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*4}」を平成28(2016)年2月に策定し地方創生の取組を始めました。

地方創生に向けた取組は、「日田市における安定した雇用を創出する」「日田市への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人が共に支え合い、安全・安心で快適に暮らせる地域を創る」の4つを基本目標として各種の施策を進めており、総合戦略の着実な実施による成果が求められています。

市民協働によるまちづくり

地方分権の進展に伴って国と地方の関係が見直され、地方自治体には自己決定による行政運営とこれに伴う自己責任が求められるようになりました。一方で市民のニーズや地域社会の課題は多様化、複雑化が進み、これまでの行政運営の手法では対応が困難なケースが増えています。さらには、過疎化や高齢化の進展に伴って、崩壊の懸念が広がっている地域コミュニティを維持することが喫緊の課題となっています。このことから、従来の行政主導によるまちづくりから市民の声を直接行政に反映させる市民参画によるまちづくりと、市民と行政が共に行動する市民協働のまちづくりへと転換する動きが広がっています。

このような中、本市においては市民が主役のまちづくりの実現を目的として、平成26(2014)年4月に「日田市自治基本条例^{*5}」を施行し、あらゆる分野にわたって住民自治と市民協働の取組を進めています。

安全・安心なまちづくり

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や頻発する大規模自然災害の教訓を踏まえて、国は防災・減災のための取組を進めています。一方で人口減少や高齢化といった地域を取り巻く環境の変化に伴って、施設や設備の整備のみでは安全・安心なまちの実現は困難になると想定しています。

本市においても、平成24(2012)年7月の九州北部豪雨や平成28(2016)年4月の熊本地震など大規模災害を経験し、改めて地域の実情に即した災害への対応が求められています。

災害に強いまちづくりのためには、市民一人ひとりがお互いを助け合いながら地域でできることを実践する「自助」「共助」「公助」^{*6}の考え方を組み合わせた防災・減災^{*7}対策の構築が必要となっています。

*4 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日田市における地方創生に関する取組について定めた計画。

*5 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*6 「自助」「共助」「公助」

「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことを周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを公共(公的機関)が行うこと。

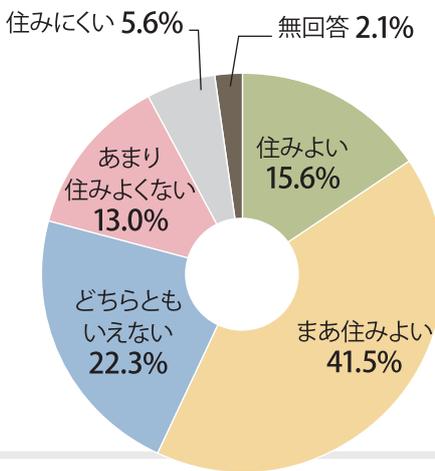
*7 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

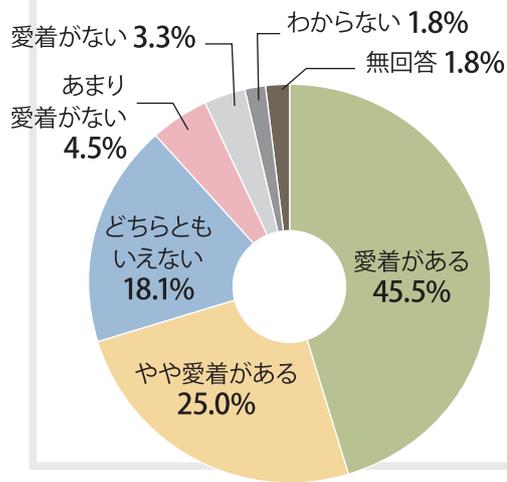
(3) 市民意識調査

第6次日田市総合計画の策定にあたって、市民が感じている現状と今後求められる政策的課題とニーズを把握するため、平成27(2015)年6月に市民4,000人(回答数1,556人、回収率38.9%)を対象として意識調査を実施しました。調査の結果は、市が取り組む政策の方向性を定める総合計画の基礎資料となっています。

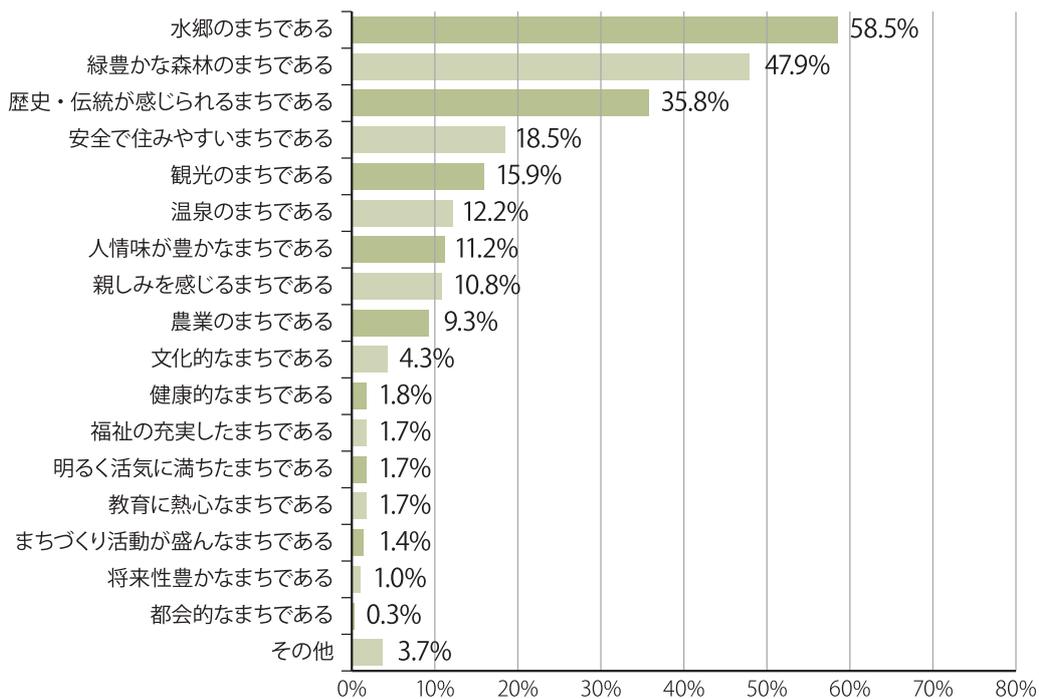
①日田市を住みよいまちだと思いますか。



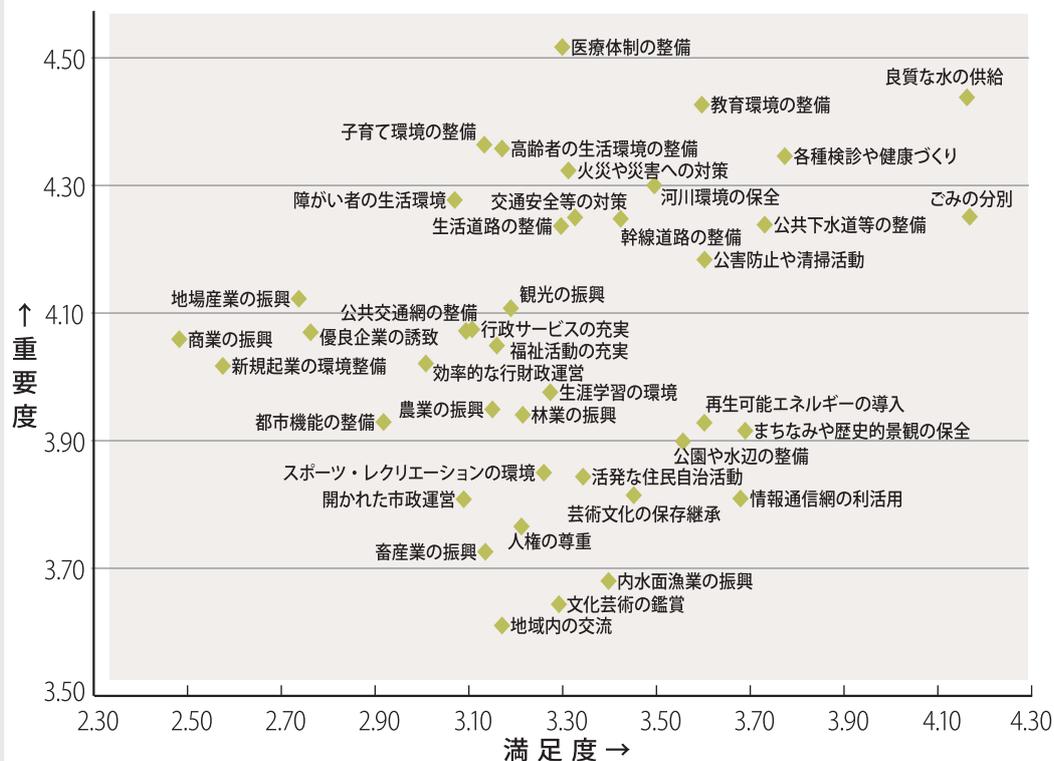
②日田市に愛着を持っていますか。



③日田市の都市イメージについてどう思いますか。 日田市のイメージに合うものとして3項目を選んで回答。

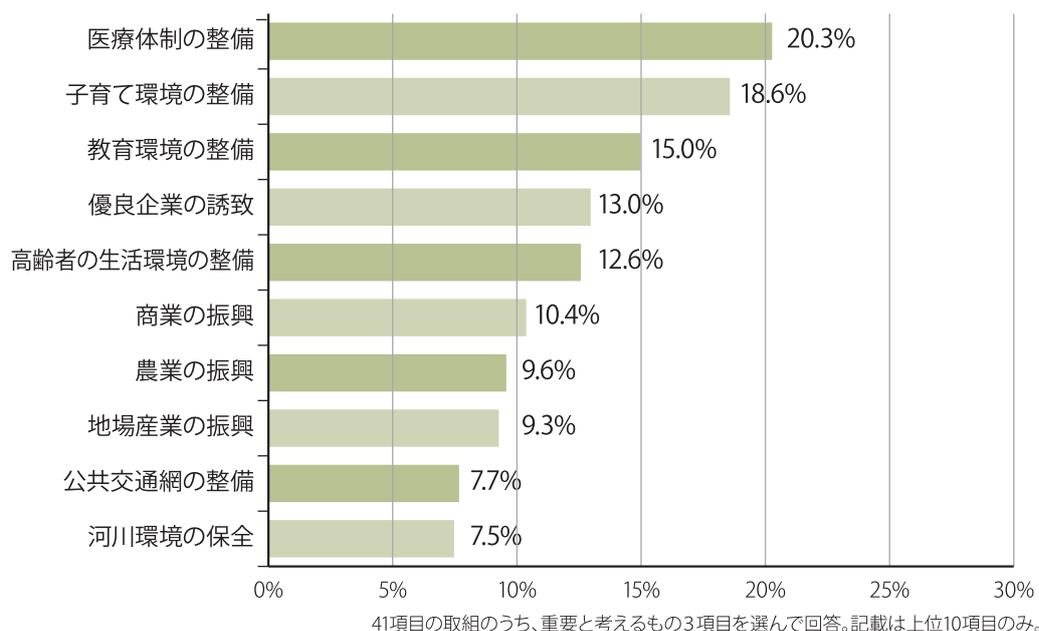


④日田市の現状と今後の取組についておたずねします。(重要度と満足度)



41 項目の取組について重要度・満足度をそれぞれ5点満点で評価した結果の平均点。表中の右上は重要度・満足度ともに高い取組と考えていることを示しています。

⑤日田市がこれまで進めてきた取組の中で、特に重要と考えるものをお答えください。



第6次日田市総合計画
基本構想編

基本構想

基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想の趣旨

基本構想は、日田市自治基本条例^{*1} 第13条第1項の規定により市の最上位計画として策定する『総合計画』のうち、市民と行政が共有する「日田市の将来像」を描くものとして、長期的な展望からの「将来目標」や市政の基本方針となる「まちづくりの大綱(6つの政策)」を示すもので、これからのまちづくりの根幹となるものです。

(2) 計画の期間

第6次日田市総合計画及び基本構想の計画期間は、平成29(2017)年度から平成39(2027)年度の11年間とします。

1. 日田市の将来像

ともにつくる 一人ひとりが主役の ひた

みんながまちづくりに参画^{*2}し、「健康で安心して住み続けられる」「やりがいとにぎわいがある」「安全で暮らしやすさを感じる」「夢を持ったたくましい子どもが育つ」「地域の環境と共生する」そんなまちの実現を目指します。

市民と市民、市民と行政が協働^{*3}し、すべての人の知恵を結集して未来を見据え、誰もがそこに住むことを誇れるまち ひた を築きます。

*1 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*2 参画

事業や計画に企画段階から関わっていくこと。

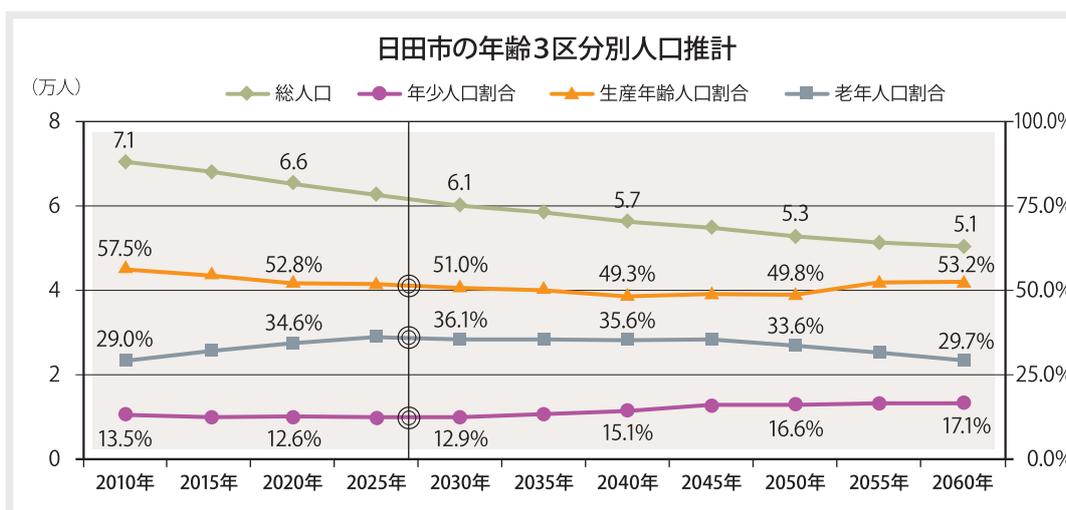
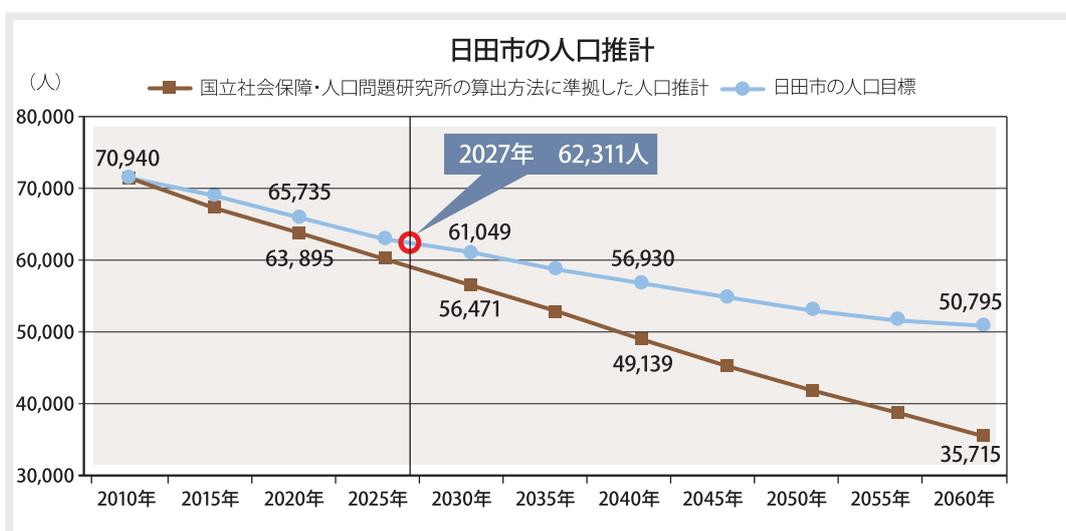
*3 協働

様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特徴を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

2. 人口の将来指標

日田市の総人口は、高度経済成長期の昭和30(1955)年の99,948人をピークに減少が始まり、国立社会保障・人口問題研究所の算出方法に準拠した国のデータでは、平成52(2040)年の総人口が49,139人になると推計されています。

今後、地場産業の振興などを通じた定住・移住施策、結婚から子育てまでの切れ目ない施策など、本計画に基づいた各種の施策を積極的に進め、急激な人口減少に歯止めをかけることで、平成72(2060)年の人口50,795人を将来指標とし、本計画の最終年度である平成39(2027)年の人口目標を62,311人とします。



人口の年齢構成

	平成28(2016)年	平成39(2027)年度
年少人口割合 (0～14歳)	12.9%	12.6%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	55.0%	51.4%
老年人口割合 (65歳以上)	32.1%	36.0%

3. まちづくりの大綱(6つの政策)

急激な人口減少や少子高齢化が進展する中であって、市民の生活を支え、多様なニーズに応える行政とまちづくりに参画*₁する市民が共に進める6つの政策の柱を『まちづくりの大綱』として定めます。大綱に沿って実施する各種の施策は、分野ごとにまとめながら計画的に展開し、総合的なまちづくりを進めます。

市民協働

きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～

地方分権の進展や多様化する市民のニーズなど社会環境の変化に伴い、自己決定と自己責任の原則に基づくまちづくりや行政運営が求められています。このため、市民と市民、市民と行政による協働*₂のまちづくりが重要となっています。

市民協働のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが自ら作り上げる気概を持ってまちづくりに関わり、お互いを助け合いながら共に行動する仕組みをつくることが大切です。

市民を主役として、地域、企業、行政、さらには、日田のまちに関わるすべての人々が連携してそれぞれの役割を果たし、行政が市民の取り組みを支えることで人の力が活かされるまちづくりを推進します。

福祉

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたい ひた～

誰もが人間らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるまちが求められています。

このため、すべての市民が健康で心豊かに自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の分野で相互の連携を深め、地域で安心して暮らせる仕組みと健康づくりのための仕組み、子育て環境の整備を進めます。

また、市民一人ひとりが自分の住む地域での「自助」「共助」「公助」*₃の認識を明確にし、共に力を合わせて支え合い、災害に強く安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

産業振興

やりがいと魅力をつくる ～価値を磨き続ける ひた～

自然や歴史、文化財などの地域資源、そこから生み出される農林水産物などの豊富な自然素材を活かした産業の振興は、地域を活性化する原動力です。

このため、産業の担い手や後継者を育成するとともに、地場の農林水産業、商工業、観光業の振興や企業誘致に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれ知恵を出すことで日田の潜在力を最大限に引き出す仕組みを作ります。

こうした取り組みを通して、地域を支える事業者や個人が意欲を持って挑戦できる、やりがいと活力に満ちたまちづくりを推進します。

*₁ 参画

事業や計画に企画段階から関わっていくこと。

*₂ 協働

様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特徴を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

*₃ 「自助」「共助」「公助」

「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことを周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを公共(公的機関)が行うこと。

生活基盤 安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

市域の大部分に山林が広がる日田市は、市内を縦横に流れる河川に沿って道路や集落、市街地が形成され、そこでの暮らし方も多様であることから、地域の実情に応じたまちづくりが重要となります。

このため、日常生活と日田市の発展に欠かせない道路や河川、交通、情報ネットワーク等の重要なインフラを整備するとともに維持管理を継続的に行うほか、災害を未然に防ぐ対策を進めることで安全性が高く効率的なまちづくりに努めます。

また、恵まれた自然環境や歴史・文化・景観などに配慮した生活環境を整え、誰もが豊かさを感じる快適なまちづくりを推進します。

教育・文化 学ぶ楽しさを増やす ～ 学ぶ機会に満ちる ひた ～

日田市では、地域の特色ある学校教育を進めるとともに、多様な学習要求に対応した社会教育の環境整備と文化財の活用を図っており、今後もこうした特性を生かした教育を進める必要があります。

このため、夢と誇りを持ち、ふるさとを愛し、未来を切り拓くことのできるたくましい子どもたちを育てる学校教育を展開します。また、歴史と伝統を知り、日田ならではの魅力に気づき、守り、未来へとつなげるため、市民が楽しみながらいつでも学び語り合える場とスポーツ・文化に親しめる環境づくりを進めます。

さらに、この地に伝わる咸宜園かんぎえんの教えである「咸く宜しことごと よろ」を受け継ぎ、すべての人がお互いに尊重し合うまちづくりを推進します。

環 境 水と緑を宝にする ～ 自然の宝を光らせる ひた ～

恵まれた自然環境で育まれる水と緑、受け継がれてきた『水郷ひた』の歴史と文化は、私たちの大切な宝であり、生活や産業の基盤として多様な役割を果たしています。

また、これらの資源が、私たちだけでなく筑後川流域や福岡都市圏の人々にも多くの恩恵をもたらしていることを知り、水と緑が生まれ育つまちの住民として、その役割を果たす必要があります。

このため、森林の保全や清流を守る取り組みのほか、地域の環境を守りつなげていくために、市民・地域・企業・行政が学び、考え、実行し、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進します。

第6次日田市総合計画
基本計画編

第 1 期 基 本 計 画

まちづくりの大綱

将来像	まちづくりの大綱
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> ともに つくる 一人 ひとりが 主役の ひた </p>	<p>市民協働 きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～</p>
	<p>福祉 住む安心を高める ～いつまでも暮らしたい ひた～</p>
	<p>産業振興 やりがいと魅力をつくる ～価値を磨き続ける ひた～</p>
	<p>生活基盤 安全で快適に暮らす ～便利も快適もそろえる ひた～</p>
	<p>教育・文化 学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～</p>
	<p>環境 水と緑を宝にする ～自然の宝を光らせる ひた～</p>

— 施策体系図 —

施 策 名
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民協働のまちづくり (2) 市民サービスの充実・向上 (3) 政策を実行・実現する行財政運営
<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり、保健・医療の充実 (2) 地域福祉の推進 (3) 子ども・子育て支援の推進 (4) 障がい者(児)福祉の充実 (5) 高齢者福祉の充実 (6) 防災・消防・救急体制の強化 (7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業・水産業の振興 (2) 林業の振興 (3) 商工業の振興 (4) 観光の振興
<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路・河川・公共交通の整備 (2) 住環境の整備と維持管理 (3) 公園・緑地の整備と維持管理 (4) 地域特性を活かした空間づくり (5) 情報通信基盤の整備と維持管理 (6) 減災対策と災害復旧
<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の充実 (2) 文化芸術の振興 (3) 生涯学習の充実 (4) スポーツ・レクリエーションの振興 (5) 互いに尊重しあえる社会の実現
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域環境の保全 (2) 良好な水資源の確保 (3) 資源循環と地球温暖化対策の推進 (4) 環境意識の向上

基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画の趣旨

基本計画は、日田市自治基本条例 *1 第13条第1項の規定により市の最上位計画として策定する『総合計画』のうち、基本構想が示すまちづくりの大綱(6つの政策)に沿って実施する各施策を体系的にまとめたものです。今後は、基本計画に記載した施策を着実に推進し、計画期間ごとの見直しを行いながら基本構想で示す将来像の実現を目指します。

(2) 計画の期間

基本計画は、第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3期計画を4年間に区分して策定します。第1期基本計画の計画期間は、平成29(2017)年度から平成31(2019)年度の3年間とします。

基本計画に記載している内容

基本計画は、施策ごとに「現状と課題」「基本方針」「主要施策と主な取組」「関連する主な計画」「目標指標」を掲げています。記載の内容は以下のとおりとなります。

現 状 と 課 題

施策を取り巻く現状や本市の状況、今後の課題などを記載しています。

基 本 方 針

施策を推進するうえでの市の方針を記載しています。

主要施策と主な取組

基本方針に沿って進める施策のうち、主要な施策と主な取組として代表的なものを記載しています。ここで記載している取組以外にも、市は基本方針の趣旨に沿った事業を進めます。

関連する主な計画

市には施策を推進するために各施策に応じた具体的な個別計画があります。ここでは主な計画を紹介しています。

目 標 指 標

施策を推進するうえでの目標として代表的な指標と目標値を記載しています。

*1 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

第1期基本計画における政策課題

基本構想で示す日田市の将来像を実現するためには、各種の施策を効率的かつ効果的に推進することが必要となります。このため、第1期基本計画では以下の3項目について特に連携した取組を進めます。記載は基本計画に掲載している施策のうち主な項目を示しています。

市民協働の取組

市民と行政による協働のまちづくりや地域コミュニティの活性化、若者が活躍できる環境整備などの取組として、以下の施策の連携を図ります。

市民協働

- (1) 市民協働のまちづくり

福祉

- (2) 地域福祉の推進
- (6) 防災・消防・救急体制の強化

産業振興

- (2) 林業の振興
- (4) 観光の振興

教育・文化

- (1) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の充実

環境

- (1) 地域環境の保全
- (2) 良好な水資源の確保
- (3) 資源循環と地球温暖化対策の推進
- (4) 環境意識の向上

防災・減災の取組

助け合いの仕組みづくりやインフラの整備など災害に強く安心して住み続けられるまちをつくる取組として、以下の施策の連携を図ります。

市民協働

- (1) 市民協働のまちづくり

福祉

- (2) 地域福祉の推進
- (6) 防災・消防・救急体制の強化

産業振興

- (1) 農業・水産業の振興
- (2) 林業の振興

生活基盤

- (1) 道路・河川・公共交通の整備
- (2) 住環境の整備と維持管理
- (3) 公園・緑地の整備と維持管理
- (5) 情報通信基盤の整備と維持管理
- (6) 減災対策と災害復旧

人口減少に歯止めをかける取組

移住・定住の促進や産業の振興、若い世代への支援や安心して暮らせる地域づくりの取組として、以下の施策の連携を図ります。

市民協働

- (1) 市民協働のまちづくり

福祉

- (1) 健康づくり、保健・医療の充実
- (3) 子ども・子育て支援の推進

産業振興

- (1) 農業・水産業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興

生活基盤

- (1) 道路・河川・公共交通の整備
- (2) 住環境の整備と維持管理

教育・文化

- (1) 学校教育の充実
- (2) 文化芸術の振興
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興

第1章

市民協働

きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

施 策

- (1) 市民協働のまちづくり
- (2) 市民サービスの充実・向上
- (3) 政策を実行・実現する行財政運営

きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～

市民協働

1 - (1)

(1) 市民協働のまちづくり

- ① まちづくり活動の促進
- ② 市民が参画しやすい環境の整備
- ③ 広報・広聴活動の強化
- ④ 移住・定住への支援



現状と課題

- ・少子高齢化や過疎化が進み、近所付き合いが希薄化する地域や集落活動の存続が困難な地域が生じています。住民が支え合う活気のあるまちであり続けるためには、地域コミュニティ^{*1}の核となる自治会等への支援を行う必要があります。
- ・市内にはまちづくり活動に取り組む団体が多数ありますが、情報の共有や相互の連携が不足していることにより、活動が広がらない団体もあります。このため、団体間の情報の共有や連携を深めるための仕組みづくりが必要です。
- ・これからのまちづくりを進めるためには、市民と市民、市民と行政による協働^{*2}が不可欠です。しかし、関心はあるものの、行動するきっかけを掴めずに活動に至らない市民もいるため、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくる必要があります。
- ・人の力を活かすまちづくりを実現するためには、年齢・性別に関わらず誰もがまちづくりに参画^{*3}できるよう、お互いの理解を深め、地域で活躍できる人材を育成することが大切です。
- ・若者の豊かな想像力や行動力をまちづくりに活かし、活躍できる社会の実現が求められています。そのため、将来の日田市を担う若者の意見を政策に反映させる仕組みづくりが必要となっています。
- ・協働のまちづくりを進めるためには、市民の行政に対する関心を高めることが大切です。そのため、市の情報を様々な方法で分かりやすく発信することが求められています。一方、多様化・複雑化する地域課題やニーズを解決していくために、まちづくりに市民の声を様々な手段で積極的に取り入れ、効果的に反映させることが必要です。
- ・活気あふれるまちであるためには、定住人口の確保と積極的に移住者を受け入れる取組が必要です。そのためには、日田市への移住を考えている人に対して、魅力ある生活「ひた暮らし」や移住に関する支援の情報等を発信する必要があります。
- ・日田市における未婚率は年々上昇しています。急激な人口減少と少子高齢化に歯止めをかけ活気のあるまちであり続けるためにも、結婚を希望する人に対する支援が必要となっています。



女性人材育成事業

***1 地域コミュニティ**
一定の地域に居住する人々のつながりや活動。

***2 協働**
様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特性を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

***3 参画**
事業や計画に企画段階から関わっていくこと。



地域おこし協力隊の活動



まちづくり活動実績報告会

*4 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

*5 SNS

Social Networking Serviceの略。インターネット上で人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

*6 シティセールス

都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組。

*7 UIターン

出身地に戻って生活すること(Uターン)や出身地以外の場所に移住して生活すること(Iターン)。

*8 NPO

Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

*9 新しい公共

NPOなどが公共的なサービスの担い手として活動し、「支え合いと活気がある社会」をつくる考え方。

基本方針

- ・市民と市議会、市がそれぞれの責任や役割を認識して、互いに協力することを基本に、自治基本条例^{*4}に基づく市民を主体としたまちづくりを推進します。
- ・地域のコミュニティ機能を維持・向上させるため、自治会やまちづくり団体等の活動を支援し、住民自らの手による自治や支え合う体制づくりを進めます。
- ・まちづくり活動に取り組む団体や個人の連携を深めるため、情報の収集と発信に努めるとともに人材の育成に努めます。
- ・男女共同参画の意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、地域や社会で活躍できる女性の人材育成に取り組みます。
- ・若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現に向けて、若者の意見を市政に反映させる仕組みづくりを推進します。
- ・広報紙やホームページ、SNS^{*5}など様々な情報発信手段を活用して、市の現状や市政に関する情報を素早く発信するとともに、日田市の魅力を伝えるシティセールス^{*6}を推進します。また、市民の意見を市政に反映させるための広聴活動を進めます。
- ・日田の魅力や移住に対する支援策などの情報を積極的に発信するとともに、相談窓口の一元化やきめ細かな情報提供により、UIターン^{*7}の促進に努めます。
- ・過疎化への対応と活気のあるまちを守るため、結婚を望む若者を支援する取組を推進します。

主要施策と主な取組

① まちづくり活動の促進

- ・人口減少社会に対応するための公民が連携する自治体運営の推進
- ・自治会やNPO^{*8}などの団体に取り組むまちづくり活動への支援
- ・市民が参加しやすいまちづくり環境の整備
- ・新しい公共^{*9}による自治の実現に向けた仕組みの確立
- ・NPO活動の連携を進める中間支援組織の育成

② 市民が参画しやすい環境の整備

- ・委員会や審議会、各種団体への女性の参画の推進
- ・各種会議への積極的な登用など若者の意見を市政に反映させる仕組みの確立

③ 広報・広聴活動の強化

- ・広く市民に市政情報を発信する広報活動の充実
- ・日田市の魅力を伝えるシティセールスの推進
- ・広く市民の意見を聴き市政に反映させる広聴制度の充実

④ 移住・定住への支援

- ・都市圏の住民に向けた「ひた」の魅力発信
- ・移住希望者がより地域を知るための滞在体験等の推進
- ・移住促進施策の見直しと移住を積極的に受け入れる集落等の支援
- ・結婚を望む若者に向けた支援制度の創設

関連する主な計画

- ・日田市男女共同参画基本計画
- ・日田市女性活躍推進計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指 標 名	基 準 値 (平成27年度)	目 標 値	
		平成31年度	平成39年度
移住施策を活用した移住者数(年間)	189人 (平成28年度)	200人	200人
「日田市」の認知度 *1	403 位	200位	200位

*1 「日田市」の認知度
 全国の自治体のうち、対象となる自治体をどの程度知っているかについてインターネット調査をもとに順位化したもの。

きずなを強める ～人の力が活かされるひた～

市民協働

1 - (2)

(2) 市民サービスの充実・向上

- ① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進
- ② 行政事務の効率化



現状と課題

- ・市民にとって利用しやすい窓口サービスを提供するため、利便性の向上と窓口体制の整備が必要です。
- ・マイナンバー制度*₁の開始に伴って、様々な分野で情報の連携が進むことで、市民の利便性の向上や事務の効率化が期待されます。日田市においても制度を活用して市民サービスの充実と向上に取り組む必要があります。
- ・市民のライフスタイルの多様化に対応するため、電子申請*₂や電子申告*₃などのICT*₄を活用したサービスの提供を進めています。これらのいつでもどこでも利用できるサービスの普及と拡大をより一層強化する必要があります。
- ・市役所には様々な情報システムが導入されています。市民に行政サービスを提供するためには、これらのシステムを適切に管理する必要があります。また、情報の管理においては情報セキュリティの確保が不可欠です。

基本方針

- ・市民の視点に立った行政サービスを提供できるよう、利便性を向上させるための窓口体制の整備に努めます。
- ・マイナンバーカード*₅や電子申請等を活用したサービスを拡充し、市民の利便性の向上と行政手続の効率化を図ります。
- ・質の高い行政サービスを提供するため、新たな情報通信技術を活用したシステムを導入し事務の効率化に努めます。
- ・市民の個人情報など市が管理する情報の安全を確保するため、情報セキュリティの強化に取り組めます。

***1 マイナンバー制度**
国民一人ひとりが12桁の番号を持つことで、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を図ろうとする制度。

***2 電子申請**
自宅や会社からインターネットを利用して行政への申請などを行うことができる手続。

***3 電子申告**
自宅や会社からインターネットを利用して税金の申告を行うことができる手続。

***4 ICT**
Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。

***5 マイナンバーカード**
個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けられるようになるICカード。

主要施策と主な取組

① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進

- ・庁舎内の窓口連携を深め、市民にとって分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供
- ・マイナンバーカードや電子申請等の活用による行政手続の簡素化
- ・コンビニエンスストア等における住民票や税証明書等の交付

② 行政事務の効率化

- ・Wi-Fi *₆ 等の情報通信技術と情報システムの活用による事務の効率化
- ・情報の適切な管理による情報セキュリティの強化

関連する主な計画

- ・日田市情報化基本計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
コンビニ交付の活用による証明書の発行割合	—	10%	—



*₆ Wi-Fi(ワイファイ)

パソコンやスマートフォンなどの機器を無線で情報通信ネットワークに接続する技術。

きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

市民協働

1 - (3)

(3) 政策を実行・実現する行財政運営

- ① 持続可能な財政運営
- ② 公共施設の適正な管理
- ③ 行政の改革

現状と課題

- ・人口の減少や少子高齢化の進行により、市税や地方交付税といった収入の増加は望めない一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられない状況にあります。さらには、市町村合併による普通交付税の優遇措置^{*1}が段階的に縮減されていることから、減少する歳入を見据えた計画的な財政運営を進める必要があります。
- ・厳しい財政状況が続く中、自主財源^{*2}の確保に直結する市税の適正課税や徴収率を向上するための取組が重要です。また、ふるさと納税の推進や市有財産の有効活用などによる財源の確保が求められています。
- ・限られた財源と人員で多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、選択と集中による事業の重点化や公共施設の適正な配置を進めるなど、効率的で効果的な行政運営を進める必要があります。

基本方針

- ・行政の資産と負債の状況を明らかにするため、統一的な基準による新たな地方公会計の整備を行い、財政状況の「見える化」を推進するとともに限られた財源を「賢く使う」取組を進めます。
- ・公営企業^{*3}の経営基盤の強化と財政マネジメント^{*4}の向上のため、公共下水道事業等における地方公営企業法の適用を進めます。
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収に取り組むとともに、納税環境の整備に努め徴収率^{*5}の向上を図ります。
- ・公共施設の適正な配置を進め、将来にわたって必要な施設を維持しつつ財政負担の軽減に努めます。
- ・行政の取組に対する評価を踏まえた事務事業の見直しを徹底し、効果的で効率的な行政運営を行います。
- ・ふるさと納税^{*6}の推進や市有財産の有効活用などによる財源の確保に努めます。

*1 市町村合併による普通交付税の優遇措置

普通交付税の算定額が、合併後10年間は合併前の旧市町村が存続した場合に算定される額の合算額を下回らないようにする優遇措置。その後5年間で優遇措置が段階的に縮減される。

*2 自主財源

市税、使用料、手数料、繰入金など、地方公共団体が自らの権限で収入できる財源。

*3 公営企業

水道事業や下水道事業など、地域住民の生活に不可欠なサービスを提供する組織。

*4 財政マネジメント

決算や資産・負債等の状況を検証し、予算編成や事務事業の執行を、効率的・効果的に行うこと。

*5 徴収率

税金の調定額(納めなければならない額)に対する納付金(納めた額)の割合。

*6 ふるさと納税

ふるさとや応援したい自治体を指定して寄附する制度。寄附額に応じて住民税や所得税が控除される。

主要施策と主な取組

① 持続可能な財政運営

- ・新たな地方公会計の整備と公共下水道事業等の地方公営企業法の適用による健全な財政運営の推進
- ・予算編成の基礎資料となる財政推計の策定と適宜見直し
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収、納税環境の整備
- ・財源の確保と地域の活性化を目的としたふるさと納税制度の推進
- ・遊休市有地の売却を含めた有効活用

② 公共施設の適正な管理

- ・公共施設等総合管理計画*7の推進と進捗管理の徹底

③ 行政の改革

- ・事業評価の実施による現状の把握と見直しの徹底
- ・効率的な行政運営のための指針となる行政改革大綱*8の見直しと推進

関連する主な計画

- ・日田市公共施設等総合管理計画
- ・日田市行政改革大綱
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

*7 公共施設等総合管理計画

将来にわたって必要な公共施設等を維持していくことを目的とし、施設の適正な配置を行うための基本的な方針などを定めた計画。

*8 行政改革大綱

限られた経営資源を最も効率よく活用し、行政に要する経費を削減しながら、行政サービスなどの向上を実現するための計画。

*9 実質公債費比率

地方公共団体の収入に対する実質的な借入金返済額の比率で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

*10 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

目標指標

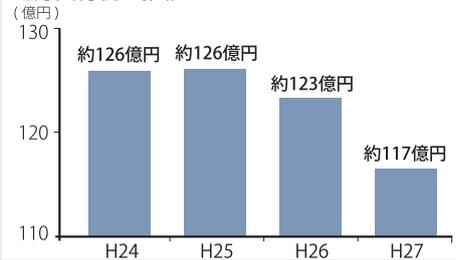
指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
実質公債費比率*9	6.2%	6.6%	10.0%以下
将来負担比率*10	なし	なし	10.0%以下

実質公債費比率と将来負担比率の推移

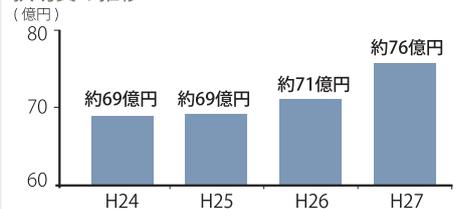
	H24	H25	H26	H27
実質公債費比率(%)	7.6%	7.6%	7.2%	6.2%
将来負担比率(%)	11.2%	7.3%	0.4%	なし

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律における早期健全化基準は、実質公債費比率 25%、将来負担比率 350%と定められています。

地方交付税の推移



扶助費の推移



第2章

福 祉

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

施 策

- (1) 健康づくり、保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 子ども・子育て支援の推進
- (4) 障がい者(児)福祉の充実
- (5) 高齢者福祉の充実
- (6) 防災・消防・救急体制の強化
- (7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (1)

(1) 健康づくり、保健・医療の充実

- ① 健康づくりの推進と保健の充実
- ② 地域医療の充実



現状と課題

- ・地域における健康づくり施策は、自分自身の健康づくりに対して関心の低い無関心者層まで届きにくいいため、一人ひとりが健康づくりの選択ができる仕組みときっかけづくりの提供が必要です。
- ・日田市では、がん、心臓病、脳卒中が死亡原因の約半数を占め、主要な疾病も高血圧、脂質異常症*₁、糖尿病などの生活習慣病の割合が高いことから、健康づくり（一次予防）、早期発見と早期治療（二次予防）、重症化の予防などの効果的な取組が必要となっています。
- ・「食」に対する関心は、少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加など社会環境の変化により多様化している現状があることから、各年代に応じた食育*₂の推進が必要です。
- ・感染症の予防や重症化の抑制のため、予防接種を推進していく必要があります。
- ・市民が必要とする医療サービスを受けられるよう、救急医療やへき地医療*₃を確保するための取組の強化が一層求められています。
- ・感染症対策に必要な物品の備蓄など、新感染症等*₄に対応するための健康危機管理体制*₅の強化が必要です。



食育の取組

ここにこウォーキング



健活キャラクター「日田歩ちゃん」

*₁ 脂質異常症

血液中の脂肪分である中性脂肪やコレステロールの値が必要以上に高すぎたり、低すぎたりする生活習慣病。

*₂ 食育

食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけること。

*₃ へき地医療

山間部や離島など容易に医療機関を利用することができない地域で行われる医療。

*₄ 新感染症等

新型インフルエンザや未知の感染症のうち、そのまん延により住民の生命や健康に重大な影響があるもの。

*₅ 健康危機管理体制

感染症や災害などにより生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等を行う体制。

基本方針

- ・健康寿命^{*6}の延伸や壮年期死亡の減少を目標として、健康づくりを総合的に推進するため、各年代や分野に応じた健康づくりの取組を推進します。
- ・個人が健康づくりに取り組むきっかけを提供し、がんばりを引き出すための取組を推進します。また、自治会や住民組織、事業所などと協働して、個人が取り組む健康づくりを応援する環境を整備します。
- ・乳幼児から高齢者までの各年代に応じた食育の推進と、生活習慣病の予防や改善を目的に、食の重要性の意識づけや実践を推進します。
- ・予防接種への助成による経済的負担の軽減や情報発信により、接種率の向上に努めます。
- ・救急医療やへき地医療などの医療提供体制を維持します。
- ・災害時の感染症予防や新型インフルエンザ等への対策など、健康危機管理体制の充実を図ります。

主要施策と主な取組

① 健康づくりの推進と保健の充実

- ・個人の予防や健康づくりに向けたきっかけづくりの推進
- ・健康づくりのための運動の推進
- ・食育やバランスのとれた食生活の推進
- ・栄養や運動に関する健康づくりリーダー^{*7}の育成と支援
- ・行政と民間事業所が連携した健康づくりの推進
- ・こころの健康づくりの推進
- ・特定健診、がん検診等の健康診査の受診率向上と保健指導の充実
- ・健康づくり教育及び予防接種事業の推進による疾病の予防や重症化予防の強化

② 地域医療の充実

- ・救急医療、へき地医療など安心できる医療体制の充実
- ・健康危機管理体制の充実

関連する主な計画

- ・健康ひた21計画
- ・日田市食育推進計画
- ・日田市地域福祉計画
- ・日田市高齢者保健福祉計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画



目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
お達者年齢 ^{*8}	男 77.97歳 女 83.27歳	男 77.84歳 女 83.71歳	男 78.16歳 女 84.21歳

*6 健康寿命

健康上の理由で日常生活を制限されずに過ごすことができる年齢。全国と都道府県の値が3年に1回公表される。

*7 健康づくりリーダー

健康づくりを目的に養成している食生活改善推進員、ひた健康運動リーダー、にこにこステップ運動リーダーなどの市民リーダー。

*8 お達者年齢

大分県で独自の計算式により算出した健康に関する年齢。要介護2以上の認定を受けていない人を日常生活が自立しているとみなして算出している。

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (2)

(2) 地域福祉の推進

- ① 地域のつながりづくり
- ② 地域福祉の担い手づくり
- ③ 身近な相談体制づくり
- ④ 暮らしを支える環境づくり

現状と課題

- ・少子高齢化や過疎化の進行により、地域社会を維持することが困難と思われる地域や、住民同士のつながりや地域活動を煩わしく思う人が多くなり、地域のつながりが希薄化しているところが増えている状況にあるため、地域力を結集し、人とのつながりの再構築を進めることが重要な課題となっています。
- ・そのため、市民一人ひとりのもとより、地域福祉活動*₁を行う多様な主体による体制づくりや、地域の福祉ニーズに対応する人材の確保、育成が必要です。
- ・年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、共助による新たな支援の仕組みや公的サービスのさらなる整備が求められています。

基本方針

- ・地域のつながりを強化するため、地区公民館・地区集会所などを活動拠点とし、地域での活動等の情報提供を行うとともに、地域活動の担い手を確保することで、地域での交流を促進し相互理解を深め、地域のつながりづくりを進めます。
- ・学校、地域、家庭等が連携して、人の命の尊さ、尊厳を認め合い、お互いが尊重しあう豊かな心を育むための福祉教育を推進します。また、福祉に携わる人材や団体を発掘、育成し、地域福祉の担い手づくりを目指します。
- ・地域住民が抱えている生活上の問題に対して、各行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター*₂、自治会、民生委員などと連携して、その解決に当たるための体制を構築します。
- ・誰もが安心して暮らせるための社会資源の整備を目指すとともに、高齢者の見守りや災害時の支援体制を構築するなど、住み慣れた地域での暮らしを支える環境づくりを目指します。



障がい体験学習

*₁ 地域福祉活動

地域福祉サービスが必要とする個人、家族の自立を支援し、それを可能とする地域社会の統合及び対人サービス体系の創設、改善、動員、運用などを進める活動。

*₂ 地域包括支援センター

介護保険法に基づいて、地域の高齢者や家族などから介護、福祉、権利擁護、介護予防などの様々な相談を受けて総合的に支援する機関。



市民健康福祉まつり

***3 NPO**

Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

***4 地域福祉リーダー**

自治会長や民生委員、児童委員などと連携して、地域福祉活動の中心な役割を担う人。

***5 地域福祉コーディネーター**

福祉団体や自治会、ボランティア、NPO等と情報を共有し、地域内の様々な福祉課題を行政等へつないで解決に導くなど、福祉コミュニティづくりの核となる人。

***6 要保護者**

現に生活保護を受けているとしないに関わらず、保護を必要とする状態にある人。

***7 生活困窮者**

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。

***8 地域福祉情報**

福祉サービスの情報だけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることに関するあらゆる情報。

***9 ユニバーサルデザイン**

年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、より多くの人が利用可能なように、利用者本位・人間本位の考え方に立ってデザインすること。

主要施策と主な取組

① 地域のつながりづくり

- ・地域内での交流の促進及び地域活動の担い手の確保
- ・活動拠点の確保及び地域活動の情報提供

② 地域福祉の担い手づくり

- ・学校教育及び社会教育における福祉教育の推進
- ・ボランティア、NPO *3 の育成及び活動支援
- ・地域福祉リーダー *4 及び地域福祉コーディネーター *5 の育成

③ 身近な相談体制づくり

- ・関係機関との連携強化等による相談機能の充実
- ・要保護者 *6 への公正かつ適切な支援
- ・要保護者及び生活困窮者 *7 の経済的自立に向けた相談支援及び就労支援
- ・地域福祉情報 *8 の積極的な提供

④ 暮らしを支える環境づくり

- ・安心して外出できる環境整備
- ・地域で支えあうためのネットワークづくり
- ・成年後見制度の活用など権利擁護の推進
- ・ユニバーサルデザイン *9 の推進

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
生活困窮者の就労者数(年間)	5人	10人	10人

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (3)

(3) 子ども・子育て支援の推進

- ① 幼児期における教育・保育施設の充実
- ② 地域における子ども・子育て支援の充実
- ③ 子育て世帯への経済的な支援
- ④ 子ども・子育て支援関連施策の推進



放課後児童クラブ

現状と課題

- ・少子化が進む中、核家族の進行や共働き家庭の増加等を背景に、幼児期における教育・保育施設の利用児童数は横ばいで推移しています。
- ・幼児期における教育・保育施設や地域における子ども・子育て支援事業の利用状況と合わせて、保護者ニーズに対応できるための提供体制の確保と、さらなる質の向上を図る必要があります。
- ・子どもの健やかな成長に向けて、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、妊娠・出産・育児・子育て期にかけて、切れ目のない子ども・子育て支援策を引き続き連携させていく必要があります。
- ・妊娠・出産から乳幼児期等に至るまでの子育てに要する費用は多岐分野にわたっており、子育てに関する経済支援はニーズが高い状況です。
- ・ひとり親家庭など、より多くの経済支援を必要とする家庭の状況を踏まえて、引き続き、必要とされる人への経済的負担の軽減が図られる施策を実施していく必要があります。
- ・近年、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その背景も複雑化しているため、児童虐待の早期発見と防止に努めることが重要です。

基本方針

- ・すべての子どもが幸せに育つことを応援するため、幼児期の教育、保育の拡充や質の確保などの提供を図りながら、地域における子育て支援事業や施設の整備に努めます。
- ・すべての子ども・子育て家庭の応援のため、各種保育機能の充実など様々な子育て支援の充実を図ります。
- ・子ども・子育て家庭の経済的な支援を推進します。
- ・専門的な支援が必要な子どもとその家庭に対して、関係機関との連携強化を図りながらきめ細やかな取組を推進します。
- ・子どもの健やかな成長を目指し、育児力の低下している家庭や育児に不安を抱える保護者への支援を充実します。



子育て支援

***1 延長保育**

認定こども園や保育園等に在園している児童に対し、時間を延長して保育を実施すること。

***2 一時預かり**

認定こども園や保育園等に在園していない児童等が、家庭での保育が困難となった際に、一時的に認定こども園や保育園で預かるサービス。

***3 病児・病後児保育サービス**

病気の回復期に至っていない児童(病児)や病気の回復期の児童(病後児)を対象とした一時的な保育サービス。

***4 放課後児童クラブ**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の余裕教室等を使用して居場所を提供するサービス。

***5 認定こども園**

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている教育・保育を一体的に行う施設。

***6 子ども医療費**

出生の日から15歳年齢到達後最初の3月31日までの間の子どもの医療費。

主要施策と主な取組

- ① 幼児期における教育・保育施設の充実
 - ・教育・保育施設等の提供体制の確保
 - ・教育・保育施設等の環境整備
- ② 地域における子ども・子育て支援の充実
 - ・就学前の子どもに対する子育て支援の充実
 - ・延長保育 *₁ や一時預かり *₂ 等の各種保育サービスの推進
 - ・病児・病後児保育サービス *₃ の提供
 - ・放課後児童クラブ *₄ の設置や既存クラブの環境改善
- ③ 子育て世帯への経済的な支援
 - ・保護者負担(認定こども園 *₅、放課後児童クラブ等)の軽減
 - ・子ども医療費 *₆ や予防接種等の助成による負担の軽減
 - ・母子及び父子家庭の自立支援の推進
- ④ 子ども・子育て支援関連施策の推進
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・妊娠から出産、育児へと総合的かつ継続的な相談・指導などの支援体制の充実
 - ・不妊治療費の助成による負担の軽減



たまご学級

関連する主な計画

- ・"ひたっ子"子ども・子育て応援プラン
- ・日田市教育大綱
- ・健康ひた21計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
病児・病後児保育施設数	1箇所	3箇所	3箇所
放課後児童クラブ設置数	17箇所	19箇所	19箇所
麻しん・風しん混合ワクチン1期(1歳)、2期(小学校就学前1年間)の接種率	1期 95% 2期 95%	1期 95% 2期 95%	1期 95% 2期 95%

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (4)

(4) 障がい者(児)福祉の充実

- ① 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
- ② 障がい保健福祉サービスの充実
- ③ 相談支援体制の充実

現状と課題

- ・障がい者(児)の高齢化や障がいの重度化、重複化が進行しており、障がいの種別や程度に応じた総合的かつきめ細やかな対応が求められています。
- ・障がい者(児)の社会参加を促進するためには、障がい者(児)に対する正しい知識の普及と啓発が必要となっています。障がいの有無に関わらず、共に生活し活動できる共生社会の実現に向けた各種施策の推進が必要です。
- ・今後、確実に予想される「親亡き後」の問題を含め、障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活するために、障害福祉サービスの充実が求められています。また、それらのサービスを有効かつ適正に活用するためには、相談支援体制の充実、強化の推進が必要です。
- ・障害者差別解消法^{*1}に基づいた差別解消の周知、啓発及び施策の展開が求められています。
- ・障がい者の自立支援のために、障がい者がその適性と能力に応じて就労できる環境の整備が求められています。

基本方針

- ・障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指します。
- ・障がい者(児)が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活できるように、障害福祉サービスの充実に努めます。
- ・障がい者(児)が自らの主体的な決定でサービスを選択し、あらゆる活動に参加できる支援体制の確立を目指します。
- ・障がい者(児)の活動を制限し社会参加への障壁となっているものを除去し、障がいによる差別の解消に向けた取組を実施します。
- ・相談支援体制のさらなる充実を推進していきます。
- ・障がい児の発達段階や特性などに応じた教育の推進や療育機能^{*2}の向上に努めます。



就業支援の作業



障がい児の療育訓練の事業所

*1 障害者差別解消法

不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行うことについて、国・地方公共団体、民間事業者などに義務付けた法律。

*2 療育機能

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育・教育の機能。



療育訓練教材



障がい者相談支援

***3 日中活動系サービス**

障がい者(児)の日常生活に対して、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などのサービスを提供すること。

***4 居住系サービス**

自宅外で生活する障がい者に対して、共同生活援助(グループホーム)や施設入所などの支援を行うこと。

***5 地域生活支援事業**

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する生活支援事業。

***6 訪問系サービス**

自宅で生活する障がい者(児)に対して、居宅介護(ホームヘルプ)や重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを提供すること。

***7 グループホーム**

居住系サービスのひとつ。共同生活を行いながら食事や日常生活に必要なサービス受けることができる施設。

主要施策と主な取組

① 障がい者(児)の自立と社会参加の促進

- ・障がいを理由とする差別のない共生社会の実現
- ・日中活動系サービス *3 の充実
- ・居住系サービス *4 の充実
- ・就労支援の促進
- ・地域生活支援事業 *5 の推進
- ・文化、スポーツ活動の支援

② 障がい保健福祉サービスの充実

- ・訪問系サービス *6 の充実
- ・障がい児の療育機能の充実

③ 相談支援体制の充実

- ・相談支援体制の強化と充実
- ・障がい者(児)虐待防止対策の充実

関連する主な計画

- ・日田市障害者計画
- ・日田市障害福祉計画
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
障がい者の新規一般就労者数(年間)	32人	38人	40人
障害福祉サービスのグループホーム *7 利用者数(年間)	81人	93人	143人

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (5)

(5) 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者の積極的な社会参加
- ② 高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立
- ③ 高齢者の生活支援及び介護予防の推進
- ④ 介護サービスの質の向上と
介護サービス基盤の整備



現状と課題

- ・明るく活力に満ちた高齢化社会を実現するために、健康づくりや介護予防の充実を図り、積極的に社会参加ができるよう取り組んでいく必要があります。
- ・支え合う地域の形成のためには、高齢者の見守り体制の充実と住民が互いに支え手となる必要性を十分に理解されるような取組が必要です。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域包括ケアシステム^{*1}の実現に向け、在宅医療・介護連携の推進を図っていく必要があります。
- ・認知症高齢者に対する必要な介護や生活支援サービスの充実のためには、認知症に関する市民の理解を深めることや認知症の人の視点に立った取組が必要です。
- ・今後、ますます介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護職員の人材育成に取り組んでいく必要があります。

基本方針

- ・高齢者が健康で、生きがいをもって積極的に社会参加ができるような取組を推進します。
- ・高齢者の状況に応じた適切な生活支援・介護予防サービス^{*2}の提供体制づくりに取り組みます。
- ・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、包括的、継続的な支援体制を推進していきます。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めます。
- ・利用者のサービスに対する権利保障を進めるとともに、介護職員の人材育成に取り組みます。

生きがいグループ合同発表会



ねんりんピック(ゲートボール)

*1 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域や家庭で高齢者が可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み。

*2 生活支援サービス

高齢者の在宅生活を支えるために必要な見守りや外出支援、買い物、調理、掃除といった家事支援等のサービス。

介護予防サービス

介護が必要な状態が悪化しないようにするため、施設への通所や自宅への訪問により提供されるサービス。

主要施策と主な取組

- ① 高齢者の積極的な社会参加
 - ・高齢者の社会参加の支援
 - ・高齢者の生きがい活動の支援
- ② 高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立
 - ・地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の推進
 - ・高齢者の見守り体制の確立に向けた取組の支援
 - ・高齢者福祉施設に関する整備方針の検討
- ③ 高齢者の生活支援及び介護予防の推進
 - ・生活支援サービスの充実
 - ・居住環境等の整備
 - ・介護予防事業^{*3}の推進
- ④ 介護サービスの質の向上と介護サービス基盤の整備
 - ・介護事業所への指導、介護職員の人材育成
 - ・介護関連施設、事業所及び生活支援のための施設の整備



ねんりんピック(ペタンク)

関連する主な計画

- ・日田市高齢者保健福祉計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
認知症サポーター ^{*4} 数(累計)	3,707人	6,200人	11,000人

*3 介護予防事業

介護が必要となる状態にならないよう予防することを目的とした事業。

*4 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講した人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (6)

(6) 防災・消防・救急体制の強化

- ① 防災体制の整備と減災対策の推進
- ② 危機管理体制の確立
- ③ 自然災害による被災者の生活再建
- ④ 消防、救急救助体制の連携と消防設備の整備
- ⑤ 救急疾患への対応



関係機関連携で行う「防災パトロール」

現状と課題

- 本市は、気象や地形、地質、行政区域が広い等の地域特性から、自然災害の危険箇所が多数存在し、また、「平成24年九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」等の大規模災害を教訓に、防災対策の基本である「地域防災計画 *₁」の見直しが必要となっています。中でも自主防災組織 *₂の育成など、減災 *₃につながる対策の充実強化が喫緊の課題です。
- 近年、避難情報発令の遅れによる被害拡大や、災害の長期化による災害関連死の発生などが問題となっています。行政の災害発生時の初動対応、長期化等への対応など、的確な危機管理体制の構築が求められています。
- 豪雨や地震など大規模な自然災害の発生時においては、関係機関と連携した災害支援物資の調達や被災地の感染症予防対策など、早期復旧と生活基盤安定のための被災者支援が必要です。
- 消防、救急、救助などに対する市民ニーズの高まりや、多様化する災害に的確に対応していくため、消防体制の充実が必要ですが、消防団員が定数を満たしていない現状です。
- 市民の安全安心を守るため、万が一の救命対策として主な公共施設への計画的なAED（自動体外式除細動器）の設置を行っており、その適正管理とすべての職員が緊急時に対応できる教育と訓練が必要です。

基本方針

- 複雑、多様化する風水害及び地震等の災害から市民の生命と財産を守るため、行政や関係機関、地域住民との連携の強化を図り、防災体制の整備と減災対策を推進します。
- 市民一人ひとりが自分の住む地域での「自助」「共助」「公助」*₄の認識を明確にするとともに、防災士 *₅の配置を進めながら災害に強く安心して住み続けられるまちづくりを推進します。
- 熊本地震の検証結果等を踏まえ、災害等の初動体制や災害対応の長期化に備えた体制への見直しなど、危機管理体制の充実に努めます。
- 自然災害に被災した市民に対し、早期に生活の安定が図られるよう生活基盤再建の支援を行います。
- 火災や事故などへの迅速な対応ができるよう、関係機関との協力体制や消防、救急体制の整備と消防団員の加入促進に努めます。
- AEDを適切に管理するとともに設置場所等の情報提供に努めます。
- 市職員及び指定管理者制度 *₆を導入している施設の職員に対する救急救命研修会を開催し、教育と訓練により緊急時に対応できる人材育成を推進します。



地域の防災リーダー「防災士」の活動

*₁ 地域防災計画

市民の生命と財産を災害から守るための総合的な対策を定めた計画。

*₂ 自主防災組織

災害時等に自分たちの地域を自分たちで守るため、住民が自主的に結成する組織。被害の防止や軽減のための活動を地域で行う。

*₃ 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

*₄ 「自助」「共助」「公助」

「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことを周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを公共(公的機関)が行うこと。

*₅ 防災士

災害と防災に関する講習会等に参加して認証を受けた人。災害に関する知識と対応するための技能を持ち、自主防災組織などで中心的な役割を担う。

*₆ 指定管理者制度

地方自治体が設置する「公の施設」の管理と運営を地方自治法の規定に基づいて民間事業者等に委ねる制度。

主要施策と主な取組

- ① 防災体制の整備と減災対策の推進
 - ・地域防災計画の見直しと普及啓発
 - ・災害ハザードマップ*7の見直し
 - ・自主防災組織の充実強化と活動支援
 - ・防災士の養成及び防災士同士の連携強化
 - ・災害時の情報伝達手段の多様化
 - ・災害時における要配慮者*8の把握体制の整備と福祉避難所*9の指定
- ② 危機管理体制の確立
 - ・災害対応職員の配置及び出動体制の見直し
 - ・業務継続計画(BCP)*10の浸透
- ③ 自然災害による被災者の生活再建
 - ・住宅再建、生活再建への支援
- ④ 消防、救急救助体制の連携と消防設備の整備
 - ・消防団員の確保
 - ・消防本部、消防署、消防団との連携強化
 - ・消防、救急資機材及び施設の整備
- ⑤ 救急疾患への対応
 - ・AEDの適正管理
 - ・AED設置施設関係者に対する救命処置の普及啓発の推進



地域の防災訓練



AED講習の様子

*7 災害ハザードマップ

豪雨時の浸水や土砂災害の可能性のある区域のほか、市の指定避難所などを確認することができる地区。

*8 要配慮者

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮を要する人。

*9 福祉避難所

高齢者や障がい者等で、一般の避難所(公民館や学校の体育館など)における避難生活が著しく困難となった人を受け入れる避難所。災害時に必要に応じて開設される二次避難所。

*10 業務継続計画(BCP)

災害時に人や物、情報などの利用できる資源に制約がある状況で、優先的に実施する業務をあらかじめ特定し、手順や必要な資源の確保を定めた計画。

関連する主な計画

- ・日田市国民保護計画
- ・日田市地域防災計画
- ・日田市水防計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
防災士養成者数(累計)	356人	550人	—
消防団員数	1,039人	1,039人	1,039人

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (7)

(7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実

- ① 防犯意識の高揚及び環境づくり
- ② 交通安全意識の高揚及び環境づくり
- ③ 消費者の意識啓発
- ④ 消費生活相談に関する体制の充実



消費生活展の様子

現状と課題

- ・ストーカー^{*1}や特殊詐欺^{*2}、声掛け事案など、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が増加しています。このため、これら犯罪を未然に防ぎ市民が安心して暮らせるよう、地域と関係者が一体となった防犯活動が求められています。
- ・急速な高齢化の進展に伴う高齢者の交通事故が社会問題となっていることから、運転免許証の自主返納^{*3}の推奨や交通安全の意識を高揚させるための取組など、交通事故を防止する対策が求められています。
- ・市に寄せられる消費生活相談は、インターネット等の利用や巧妙化する悪質商法に関するものが増加しており、消費者には自ら被害を防止できる情報の取得や知識の習得、判断力が求められています。このため、消費者被害の予防や救済に関する情報の一層の啓発と普及が必要となっています。
- ・日常生活に必要な商品やサービスは多様化・複雑化しており、消費生活に関する相談窓口には法的な専門知識だけでなく、商品・サービスの品質や内容などに関する幅広い知識と問題解決に向けた体制の整備が求められています。



消費生活出前講座の様子

基本方針

- ・犯罪のない明るい社会を築いていくため、地域や団体、関係機関と協力した防犯活動を実施するとともに、自主防犯活動を支援し生活安全に関する市民意識の高揚を図ります。
- ・人と車の共生を目指して、安全で快適な交通社会を実現させるため、地域や関係団体と協力して交通安全の啓発活動を推進していくことで、運転者と歩行者双方の交通安全意識の高揚に努めます。
- ・消費者情報を様々な機会や多様な広報媒体を活用して、継続的かつきめ細かな情報提供を行うとともに、正しい知識の啓発と普及に努めます。
- ・消費生活相談員の相談対応能力の向上を図るため、国民生活センター^{*4}や県をはじめとする関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応できる消費生活に関する相談体制の充実に努めます。

*1 ストーカー

特定の人またはその家族につきまとい行為等を繰り返す人。

*2 特殊詐欺

電話や郵便物等で相手を騙し、架空・他人名義の預金口座に現金を振り込ませる手口の詐欺。

*3 運転免許証の自主返納

運転に不安のある方が自主的に運転免許を返納する制度。70歳以上であれば様々な特典を受けられる。

*4 国民生活センター

消費者問題に関する中核的な実施機関として設立された独立行政法人。消費者庁や地方自治体が運営する消費生活センターと連携して消費者問題に取り組んでいる。

主要施策と主な取組

- ① 防犯意識の高揚及び環境づくり
 - ・地域や団体との協力による防犯活動の実施
 - ・自主防犯活動の支援
 - ・自主防犯活動組織や警察等の関係機関との連携
 - ・生活安全知識の普及
 - ・自治会等が行う防犯灯などの整備に対する支援
- ② 交通安全意識の高揚及び環境づくり
 - ・交通安全運動、交通安全教育の推進
 - ・高齢者等への交通安全意識の啓発
 - ・交通安全施設の整備
- ③ 消費者の意識啓発
 - ・消費生活講座の推進
 - ・消費者被害防止のための消費者意識の啓発や知識の普及
 - ・消費生活に関する情報提供
- ④ 消費生活相談に関する体制の充実
 - ・消費生活相談の充実



[交通安全]街頭啓発活動



ストップ交通事故・イン・日田2017

関連する主な計画

- ・日田市交通安全計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
自主防犯組織数	30団体	32団体	34団体
消費生活講座参加者数(年間)	348人	400人	400人

第3章

産業振興

やりがいと魅力をつくる ～ 価値を磨き続ける ひた ～

施 策

- (1) 農業・水産業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興

やりがいと魅力をつくる ～ 価値を磨き続ける ひた ～

産業振興

3 - (1)

(1) 農業・水産業の振興

- ① 地域特性を活かした農畜産業・内水面漁業の展開
- ② 地域ブランドによる販路拡大
- ③ 地域を支える担い手の育成
- ④ 農業生産基盤の確保と優良農地の保全
- ⑤ 環境にやさしい循環型農業の推進
- ⑥ 魅力ある農村づくりの推進



現状と課題

- ・主要作物(梨・ぶどう・スイカ・白菜・梅・スモモ等)については、県内有数の産地となっており、市場流通に対応するため生産の拡大と品質の向上が求められています。果樹については、老木化が進んでおり、早期改植や品種更新、平坦地への移行などによる生産性の向上が課題となっています。
- ・狭い耕地を活用し所得の確保につながっている産直野菜については、需要が高まっており、周年栽培^{*1}が可能なハウス施設等の整備や出荷体制の充実が求められています。
- ・畜産業については、輸入飼料の価格影響を受けない飼料自給型の畜産経営が必要となっています。また、担い手の高齢化や離農等により肉用牛の頭数が減少していることから、子牛市場が高騰し、繁殖雌牛の導入や更新が困難となっています。
- ・魚の生息環境等の変化により、内水面^{*2}資源の漁獲量の減少が課題となっているため、内水面資源の維持と加工品を含めた新たな販路開拓が必要となっています。
- ・ライフスタイルの変化に伴う消費者ニーズや購買形態の変化に対応した生産・供給体制の構築を図る取組が必要となっています。また、他産地との差別化を図りブランド力を向上させるため、農業者の創意工夫と地域の特性を活かした稼ぐ農業への転換が求められています。
- ・農業者の高齢化や後継者不足により、生産性の低下や耕作放棄地の増加が深刻化しており、担い手や後継者の育成・確保、地域を支える集落営農組織^{*3}への農地集積等の取組が求められています。
- ・農業者人口の減少を踏まえ、担い手への農地集積を促進するためには、作業効率の良い優良農地の確保が必要となっています。また、農業用施設の多くが老朽化し、施設機能の維持保全のための整備や更新が必要となっています。
- ・畜産堆肥を活用した飼料用作物の生産を基軸とした、耕畜連携による環境にやさしい循環型農業^{*4}の取組が必要となっています。また、自然エネルギーを活用した施設園芸の取組も注目されています。

木の花ガルテン



台湾でのプロモーション活動

*1 周年栽培

季節の推移に関わらず年間を通じて行う栽培方法。

*2 内水面

河川や湖沼等の淡水域。

*3 集落営農組織

集落など一定の地域内で、農家が共同で農作業や機械の共同利用を行うなど、地域の農業の担い手となる組織。

*4 環境にやさしい循環型農業

堆肥などの有機質肥料を利用した土づくりやバイオマス発電の温排水を利用した施設栽培など、自然循環機能の活用や環境に配慮した農業。

- ・農業や農村が有する多面的機能を維持するため、美しい田園景観づくりや都市との交流等、都市部から農村への田園回帰の動きを農村の活性化につなげる取組が必要となっています。
- ・中山間地域においては、イノシシやシカ等の被害が拡大しており、農家の生産意欲の減退につながっていることから、被害の予防等さらなる対策が必要となっています。

基本方針

- ・平坦地から周辺部の準高冷地まで、変化に富んだ地形や寒暖差の大きい気候条件の中で、果樹、野菜、花卉、米等の栽培、畜産業、内水面漁業が展開されており、引き続き日田の強みを十分に活かした農業を推進します。
- ・国内外の新たな市場開拓の可能性を踏まえ、多様な消費者ニーズへの的確な対応を図り、県、農協、生産者と連携し販路の拡大を推進します。また、地域ブランドの確立やPR活動の推進、日田梨の輸出拡大やその他農産物の輸出に向けた取組を関係機関と連携し推進します。
- ・新規就農者や後継者等、やる気のある担い手や集落営農組織の育成、法人化などの地域で活動する農業支援体制の充実、さらに企業の農業参入等に向けた取組を推進します。
- ・優良農地の維持や農作業の効率化を図るため、農業用水施設の維持や更新、水田の汎用化に向けた排水対策、農道の拡幅や舗装等、農業基盤整備を推進します。
- ・環境にやさしい農業を推進するため、減農薬や減化学肥料の推進、畜産堆肥の利活用による循環型農業に取り組みます。
- ・水源の涵養^{*5}や自然環境の保全等の多面的な機能を維持するため、美しい田園景観づくりや鳥獣害に強い集落の形成、農産物を通じた都市との交流、教育や観光等との連携を図りながら魅力ある農村づくりを推進します。

主要施策と主な取組

- ① 地域特性を活かした農畜産業・内水面漁業の展開
 - ・果樹、野菜、花卉、米等の安定生産と生産拡大の推進
 - ・地域の特性を活かした作物の振興及び産直野菜の生産拡大と出荷体制の整備
 - ・良質な堆肥の生産と地域内循環^{*6}及び自給飼料^{*7}生産の推進
 - ・繁殖牛農家における優良雌牛の導入や更新の推進
 - ・内水面資源の維持と活用
- ② 地域ブランドによる販路拡大
 - ・農・商・工・観の関連機関と連携した6次産業化^{*8}の推進
 - ・関係機関と連携した販売企画や販路開拓の推進
 - ・直売所を活用した地産地消^{*9}、地産外消^{*10}の推進
 - ・農産物の輸出に向けた取組

*5 涵養(かんよう)

森林や農地が持つ機能のひとつで、土壌が雨水を溜め込むことで河川の流量を安定させるほか、雨水が地下に浸透することで水質を浄化する。

*6 地域内循環

市内で生産された堆肥を市内の農地で活用すること。

*7 自給飼料

自分の農地や借地で栽培し、生産された飼料。

*8 6次産業化

地域の第1次産業(生産)とこれに関連する第2次、第3次産業(加工、販売等)にかかる事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

*9 地産地消

地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付ける取組。

*10 地産外消

地域で生産したものを都市部など他の地域で消費するだけでなく、農産物を販売する活動を通して、生産者と都市部の消費者を結び付ける取組。

③ 地域を支える担い手の育成

- ・新規就農者や農業後継者を確保・育成する体制の充実
- ・地域農業の中心となる担い手の明確化と農地集約の推進
- ・集落営農組織の育成や法人化の推進及び企業の農業参入等の推進
- ・県や農協等の関係機関と連携した農業支援体制の強化

④ 農業生産基盤の確保と優良農地の保全

- ・生産基盤として有効な農地確保や農業用水利施設の整備、更新
- ・優良農地の保全と有効活用
- ・耕作放棄地の解消

⑤ 環境にやさしい循環型農業の推進

- ・安全・安心な環境保全型農業^{*1}の推進
- ・良質な堆肥の生産及び地域内循環の推進
- ・農業分野への再生可能エネルギー^{*2}導入の促進

⑥ 魅力ある農村づくりの推進

- ・美しい田園景観づくりの推進
- ・有害鳥獣による被害の予防と捕獲対策の強化
- ・グリーンツーリズムの推進

関連する主な計画

- ・日田市農業振興ビジョン
- ・日田市農業振興地域整備計画
- ・日田市環境基本計画
- ・新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン
- ・日田市観光振興基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
主要農産物の生産量(年間) (梨、ぶどう、スイカ、白菜、梅、スモモ)	7,769t	9,652t	8,715t
集落営農組織法人数	8組織	10組織	14組織



青年農業研究会による芋掘体験



小学生による鮎の放流

***1 環境保全型農業**

従来の栽培方法に比べて農業や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業。

***2 再生可能エネルギー**

自然の営みから半永久的に得ることができ、継続して利用できるエネルギーの総称。水力・地熱・太陽光・風力・バイオマス等によるエネルギー。

日田式循環型農業とは…



やりがいと魅力をつくる ～ 価値を磨き続ける ひた ～

産業振興

3 - (2)

(2) 林業の振興

- ① 多面的機能を発揮する森林づくり
- ② 持続可能な森林経営の推進
- ③ 日田材の需要拡大と販売体制の強化
- ④ 森林資源の有効活用
- ⑤ 市民の森林・林業・木材産業への理解促進、担い手の確保育成
- ⑥ 有害鳥獣被害防止対策の推進



管理された山林

現状と課題

- ・木材価格の低迷により森林所有者の経営意欲が低下しており、適切な森林整備が行われず、森林の有する公益的機能*₁が低下することが危惧されています。
- ・森林資源を有効活用するため、「植える、育てる、収穫する、使う、植える」というサイクルを維持することが重要であり、「使う」においては、木材を建築等の資材として利用するほか、紙やボードさらには木質バイオマス*₂として熱や電力利用する「木材のカスケード利用*₃」が求められています。
- ・合板用や木質バイオマス発電用の木材需要の増加が見込まれるため、素材生産量*₄の拡大と安定的に供給する体制が求められています。
- ・人口減少に伴い、住宅着工戸数が減少し木造住宅用の木材需要が減少することが見込まれており、木材製品の性能の明確化や新用途の開発と活用、さらには市外での大型製材工場の立地に伴う流通の変化に対応する必要があります。
- ・有害鳥獣による林産物の被害が増加しており、捕獲と予防の両面からの対策が必要です。

基本方針

- ・森林の有する木材生産機能をはじめ、水源涵養*₅機能や土砂災害防止等の多面的機能を維持できるように森林の適正な整備、保全を推進します。
- ・木材の安定的な供給と再生産ができる持続可能な森林経営を推進します。
- ・豊かな森林や人材、技術等の地域資源の活用とネットワーク化等の再クラスター化*₆を推進し、日田材のブランド化や高付加価値化等を図り需要の拡大につなげます。また、未利用材や特用林産物等の森林資源の有効活用を推進します。
- ・森林と林業・木材産業への理解や関心を深めるため、森林環境教育や市民活動の支援を推進します。また、林業・木材産業の担い手対策として、新規参入者の促進や若年層の人材確保・定着を図ります。さらに、木材の特性を活かした住宅や大型木造建造物等の設計や建設に携われる人材の育成に努めます。
- ・有害鳥獣による林産物被害の軽減対策として防護柵等の設置を支援します。また、有害鳥獣捕獲班による捕獲を推進します。

*1 森林が有する公益的機能

森林が持つ機能のうち、水源の涵養や土砂災害防止、快適環境の形成、保健・レクリエーションなどの機能。

*2 木質バイオマス

樹木の伐採や造材の際に発生する枝葉などの林地残材、製材工場などから排出される樹皮やのこくずなどの木質の資源。

*3 木材のカスケード利用

木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。

*4 素材生産量

立木を伐採し、造材して素材(丸太など)として取り扱われた量。

*5 涵養(かんよう)

森林や農地が持つ機能のひとつで、土壌が雨水を溜め込むことで河川の流量を安定させるほか、雨水が地下に浸透することで水質を浄化する。

*6 クラスター化

関連する企業や機関などがお互いに結びつくことによって、新たな相乗効果を生み出すこと。

主要施策と主な取組

- ① 多面的機能を発揮する森林づくり
 - ・水源涵養の森林づくり、災害に強い森林づくりの推進
 - ・市有林活用の促進
- ② 持続可能な森林経営の推進
 - ・主伐、再造林の推進
 - ・森林施業の効率的な集約化、低コスト林業の推進
- ③ 日田材の需要拡大と販売体制の強化
 - ・需要の変化に応じた素材流通体制の整備
 - ・品質、性能の明確な製材品の供給体制の構築
 - ・公共建築物等の木造化、木質化の推進
 - ・木材製品のデザイン化、技術イノベーション^{*7}の推進
 - ・地域一体となった日田材のブランド化の推進
 - ・海外出荷等への支援
- ④ 森林資源の有効活用
 - ・未利用森林資源の有効活用の推進
 - ・しいたけ等の特用林産物^{*8}の生産拡大
- ⑤ 市民の森林・林業・木材産業への理解促進、担い手の確保育成
 - ・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成
 - ・森林環境教育の体制づくり
 - ・地域内外への情報発信
 - ・市民や筑後川下流域住民の参加による森林保全活動の推進
 - ・産業観光につながる林業・木材産業の振興
- ⑥ 有害鳥獣被害防止対策の推進
 - ・予防、捕獲対策の強化
 - ・獣肉利活用の推進



関連する主な計画

- ・新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン
- ・日田市農業振興ビジョン
- ・日田市観光振興基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
素材生産量(年間)	329,757m ³	391,500m ³	420,000m ³
木材製造品出荷額(年間) (家具を除く)	15,673.8百万円 (平成26年度)	16,100百万円	16,340百万円
有害鳥獣による農林産物の被害額(年間)	42,724千円	26,798千円	26,798千円

*7 技術イノベーション

これまでのモノ・仕組みなどに対して新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出すこと。

*8 特用林産物

主として森林原野で産出された産物で一般用材を除く品目の総称。きのこ類、特用樹(和紙などの原料となるこうぞ、みつまた等)、山菜類、薬用植物、樹実(くり、とちの実等)類、樹脂類、木炭などがある。

やりがいと魅力をつくる ～ 価値を磨き続ける ひた ～

産業振興

3 - (3)

(3) 商工業の振興

- ① 経営基盤の安定強化
- ② 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出
- ③ 経営の拡大及び新分野への進出の促進
- ④ 創業の促進
- ⑤ 人材の育成・確保と事業環境の整備
- ⑥ 企業誘致の推進

現状と課題

- ・市内の多くの企業が「利益率の低下」「受注や顧客の減」等を経営上の課題と捉えており、業績拡大に向けた設備投資や販路開拓等を検討しています。一方で、経営主の高齢化に伴う事業承継問題が顕著となっています。
- ・人口減少による地域内市場の縮小や郊外型の大型商業施設の進出等により、商店街の空き店舗や空き地が増加しており、市民の地域商店の利用や空き店舗の活用などによる地域内の経済循環の創出が強く求められています。
- ・経営力の向上を図るためには「対応の柔軟さ・迅速さ」「独自性・独創性」「高技術・高品質」「アフターサービス」など、企業の強みを生かした付加価値の高い商品やサービスづくりへの意欲的な取組に対する支援が必要です。
- ・廃業事業所数は新設事業所数を上回っており、創業の促進と既存企業の存続の両面から経営相談や支援に取り組むことが必要です。
- ・高等学校卒業者の約9割が市外へと転出しており、慢性的な労働力不足が問題となっています。安定的な雇用を維持し市内の企業が持続的に発展するには、若年者等が安心して働くことのできる雇用の場の確保と、優秀な人材確保のためのワーク・ライフ・バランス^{*1}に対応した労働環境の整備などが求められます。
- ・企業誘致については、事業用適地の不足や労働力不足の問題が年々深刻になっています。このため、企業のニーズに合った用地情報の提供が迅速に行えるよう、事業用適地の情報収集をより充実させるとともに、企業が求める人材確保に向けた取組を行うことが必要となっています。



東京ギフトショーでの日田げた



日田ビジネスサポートセンター

*1 ワーク・ライフ・バランス

働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。仕事と生活の調和を図る取組。



ビジネス合コンの様子

基本方針

- ・日田市中小企業振興基本条例*₂に基づき振興計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・様々な経営課題にワンストップで対応できる日田市ビジネスサポートセンターと、商工会議所、商工会、金融機関等とが連携した伴走型支援体制*₃を強化するとともに、事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援し中小企業の経営基盤の安定強化を図ります。
- ・市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介するとともに、地域内資源の活用促進により地域内循環*₄の創出を図ります。また、市民が自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を活用することで、地域社会を支える中小企業を応援し中小企業の活性化を促します。
- ・産学官や農商工連携*₅により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって中小企業の経営拡大につなげます。
- ・新たなビジネスモデルを持って市場への参入を考える創業希望者等が、事業へ挑戦できる環境づくりを進めます。
- ・人材の育成・確保のため、キャリア教育*₆を推進するなど、若年者の成長の段階に応じた施策を展開していきます。また、若年者や女性、高齢者、障がい者等、誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めます。
- ・企業誘致については、用地や人材不足対策に取り組むとともに、これまでの製造業を中心とした分野に加え、地域の特性が活かせる研究開発部門やIT*₇関連分野など、高い技術力があり将来の成長が見込める企業の誘致にも努めます。

*₂ 日田市中小企業振興基本条例

日田市における中小企業振興に関する基本理念や市の責務、施策の基本方針を定めた条例。

*₃ 伴走型支援体制

事業者に寄り添って経営を支援する体制。

*₄ 地域内循環

地域内で生産された物を同じ地域内で活用し循環させること。

*₅ 農商工連携

商工業者と農林水産業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品やサービスの開発等を行うこと。

*₆ キャリア教育

勤労観および職業観を育む教育。

*₇ IT

information technologyの略。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術の総称。

主要施策と主な取組

① 経営基盤の安定強化

- ・経営に関する相談及び指導の充実
- ・円滑な資金調達の支援
- ・販路開拓の支援及び取引のあっせん
- ・情報通信技術の活用支援
- ・円滑な事業承継の支援
- ・個別企業に対する支援体制の強化



産業観光フォーラムでの体験型の見学会

② 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

- ・製品、技術、サービスに関する情報提供
- ・地域資源活用の促進
- ・地域商店活用の促進
- ・受注機会の拡大

③ 経営の拡大及び新分野への進出の促進

- ・産業集積の促進
- ・新技術、新商品の開発支援
- ・地域資源を活用したツーリズム *₁ の振興
- ・農商工連携の促進
- ・海外進出の支援
- ・知的財産 *₂ の活用促進

④ 創業の促進

- ・情報、機会の提供と相談体制の充実
- ・事業計画策定及び資金調達の支援

⑤ 人材の育成・確保と事業環境の整備

- ・技術、技能の伝承と後継者育成
- ・中小企業への就労促進
- ・キャリア教育の推進
- ・就労しやすい環境の整備
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進と勤労者福祉の充実
- ・下請取引の適正化

⑥ 企業誘致の推進

- ・企業ニーズに応じた用地及び人材の確保等の環境整備
- ・時代のニーズに対応し日田市の特性を生かした企業誘致の推進



ひた・くす合同企業説明会



日田市に進出した企業(株)遠山工業

関連する主な計画

- ・日田市中小企業振興計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
日田市ビジネスサポートセンターの相談回数(年間)	637回 (平成28年度)	720回	—
ジョブカフェおおいた日田サテライト登録者の市内企業への就職者数(年間)	70人	100人	100人
商店街の空き店舗率	12%	9%	9%
企業誘致等による新規雇用者数(累計)	53人	180人	350人

*₁ ツーリズム

楽しみを目的とした旅行一般の意。観光、観光事業あるいは旅行業を指す。

*₂ 知的財産

特許や著作、意匠、商標などの財産的な価値を持つもの。

やりがいと魅力をつくる ～ 価値を磨き続ける ひた ～

産業振興

3 - (4)

(4) 観光の振興

- ① 地域資源を活かした観光の魅力づくり
- ② おもてなしの力を高める人材育成及び組織の構築
- ③ 効果的な情報発信体制の構築
- ④ 周辺地域との連携及び外国人旅行者の誘客
- ⑤ 日田市ならではのコンベンション誘致戦略



日田祇園山鉦集団顔見世

現状と課題

- ・観光ニーズが多様化し旅行形態が変化する中、温泉やまつりなどの既存の観光資源の磨き上げや、産業観光などの新たな観光資源の発掘が必要です。また、各種観光施設についても適切な施設管理と効果的な活用が必要です。
- ・観光客の誘客を加速させるためには、観光推進体制の充実・強化や観光地域づくりに関わる人材の育成を図るとともに、「おもてなし」を行う土壌づくりなどの環境整備を行い再訪意欲 *₁ を促進する必要があります。
- ・日田市の認知度向上とPRのため、継続的な観光ニーズの調査及び分析を行うとともに、SNS *₂ などを積極的に活用し効果的な情報発信を行うことが必要です。
- ・訪日外国人観光客の増加が今後も見込まれることから、外国人観光客の取り込みに向け、周辺地域と連携したインバウンド *₃ 対策等を戦略的に進めることが必要です。
- ・九州各県からのアクセスも良く、スポーツ・文化施設等も充実していることから、コンベンション *₄ 誘致の推進とアフターコンベンション *₅ の充実を図る取組を進めることが必要です。

基本方針

- ・本市独自のイベントである「川開き観光祭」等既存の観光資源の磨き上げに加え、新たな観光資源である産業観光等を活かした滞在交流型の観光を推進し、交流人口の増加に努めるとともに稼げる観光の環境整備を進めます。
- ・観光関連事業者へのおもてなし意識の啓発、醸成を行い、質の高いサービスの提供を目指します。併せて観光地域づくりを担う組織の構築や連携強化、さらには人材を育成し地域の活性化に努めます。
- ・観光ニーズを分析した上で、SNS等を活かした誘客宣伝 *₆ に努めるとともに、公衆無線LAN *₇ 等の整備を進め、観光客へ効果的な情報発信を行います。
- ・JR久大本線沿線地域等との広域観光連携の強化や共通のテーマを掲げる地域との連携を図ることで、多様で魅力あふれる観光ルートの形成を進めます。また、訪日外国人観光客が満足して滞在できる受入れ体制の構築を行います。
- ・コンベンション誘致のための宣伝活動や受入れ体制の強化に取り組むとともに、温泉などの観光資源を積極的に発信し、アフターコンベンションでの観光の振興に取り組みます。

*₁ 再訪意欲

観光客などが再び訪れたいと思う気持ち。

*₂ SNS

Social Networking Serviceの略。インターネット上で人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

*₃ インバウンド

観光の分野では海外から日本へ来る観光客を指す。

*₄ コンベンション

多くの人が集まる集会や会議、展示会、スポーツ大会などの大規模な催し。

*₅ アフターコンベンション

コンベンション後に催される懇親会など。

*₆ 誘客宣伝

戦略的に観光情報のPRや発信をすることで観光客を呼び込もうとする取組。

*₇ 無線LAN

無線または赤外線を利用して形成されたデータ通信網。



日田川開き観光祭



千年あかり(威宜園)

主要施策と主な取組

- ① 地域資源を活かした観光の魅力づくり
 - ・三隈川や屋形船などを活かした水郷ひたの魅力づくり
 - ・日本遺産に認定された豆田町や咸宜園跡、ユネスコ無形文化遺産に登録された日田祇園の曳山行事等、歴史や文化を活かした観光の魅力づくり
 - ・温泉や食文化、ご当地グルメを活かした観光の促進
 - ・産業観光や奥日田観光などの地域資源を活かした滞在交流型観光の促進
 - ・観光インフラ *₈ や交通手段等の基盤整備
- ② おもてなしの力を高める人材育成及び組織の構築
 - ・観光関連事業者のおもてなしの向上
 - ・まちづくり団体及び市民の意識の醸成によるおもてなしの向上
 - ・観光まちづくりを担う組織の構築及び強化
- ③ 効果的な情報発信体制の構築
 - ・多種多様な観光ニーズの把握及び分析
 - ・WEB *₉ ・SNSを活用した情報のワンストップ化
 - ・効果的な情報発信の展開
- ④ 周辺地域との連携及び外国人旅行者の誘客
 - ・小京都やひなまつりなど、関連自治体等との広域連携の充実と強化
 - ・訪日外国人観光客の受入れ体制の整備及び観光資源等の情報発信
- ⑤ 日田市ならではのコンベンション誘致戦略
 - ・日田市の特性に合わせたコンベンション誘致の推進
 - ・日田市の特性を磨くコンベンション受入れ環境の整備



小鹿田焼の里・唐臼

関連する主な計画

- ・日田市観光振興基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
観光客入込数(年間) (有料施設等11施設の入館者数等の合計)	523,173人	527,000人	546,000人
訪日外国人観光客宿泊者数(年間)	94,833人	100,000人	151,000人

*₈ 観光インフラ

訪れた観光客が快適に旅行を楽しむことができる施設や設備。Wi-Fi環境や水洗洋式トイレの整備、パンフレットや案内板などの多言語表記など。

*₉ WEB

World Wide Webの意。インターネット等のネットワークに接続されているコンピュータを利用して、情報を閲覧できるよう標準的に用いられているシステム。

第4章

生活基盤

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

施 策

- (1) 道路・河川・公共交通の整備
- (2) 住環境の整備と維持管理
- (3) 公園・緑地の整備と維持管理
- (4) 地域特性を活かした空間づくり
- (5) 情報通信基盤の整備と維持管理
- (6) 減災対策と災害復旧

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

生活基盤

4 - (1)

(1) 道路・河川・公共交通の整備

- ① 地域高規格道路「中津日田道路」の整備
- ② 幹線道路網の整備
- ③ 都市計画道路の整備
- ④ 生活関連道路の整備
- ⑤ 公共交通の維持と確保
- ⑥ 安全・安心で自然環境を活かした河川整備



市内循環バス ひたはしり号

現 状 と 課 題

- ・地域高規格道路*₁「中津日田道路」は、物流等の拡大や生活、産業、観光などにも大きな期待が寄せられており早期完成が求められています。
- ・国・県道改良率は県内でも最も低い水準で、急カーブで道幅が狭い箇所など多く残されていることから道路整備が必要となっています。
- ・都市計画道路*₂は、将来の交通量や社会経済状況の変化等により見直しが必要となっています。
- ・市民生活に欠かせない道路については、依然として市民からの要望も多く、未整備な箇所が残されており、離合所の設置や見通しを良くするなどの効率的な整備が必要となっています。道路の重要な施設である橋梁やトンネル等については、経年劣化*₃に伴う補修箇所が多く、適切な維持管理を行いながら施設の長寿命化*₄を進め安全な通行を確保する必要があります。
- ・移動手段の確保が困難な高齢者等の交通弱者の増加により、公共交通のさらなる充実が必要となってきました。また、周辺部ではバス利用者の減少に加え、民間バス路線の廃止により移動手段が減少しています。
- ・福岡県方面へ通勤や通学に公共交通機関を利用している人もおり、所要時間の短縮によって市内に居住しながら都市部へ通う人の増加が期待されます。
- ・近年の異常気象により、防災・減災*₅に配慮した河川整備が求められています。

基 本 方 針

- ・地域高規格道路「中津日田道路」については、期成会*₆を中心に国、県に強く要望を行い早期完成を目指します。
- ・地域の拠点と集落を結び生活に直結する幹線道路*₇の整備を促進します。
- ・快適で安心な道路空間の形成を目的とした都市計画道路の整備を推進します。
- ・地域の状況に合わせた生活道路*₈の整備を推進します。
- ・老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの道路構造物は、定期的な点検に基づき計画的な補修工事による長寿命化を推進します。また、道路については、パトロール等の実施により適切な維持管理に努めます。
- ・市民の暮らしや利用者数等の状況に応じた公共交通網を構築します。
- ・都市部への通勤通学者の利便性の向上を目指します。
- ・災害から市民の財産を守るため、防災・減災及び自然環境に配慮した河川整備を推進します。

*1 地域高規格道路

高速道路や一般国道を補完し、概ね60km/h以上の高速サービスを提供することができる自動車専用道路などの道路。

*2 都市計画道路

都市計画法に基づいて計画された道路のことで、あらかじめ整備に必要な区域を広く市民に周知して、長期的・計画的に整備する道路。

*3 経年劣化

年月の経過により品質や性能及び機能が低下すること。

*4 長寿命化

定期的な点検の実施や必要に応じた維持補修を行うことで、施設等の耐久性を向上させ、長持ちをさせること。

*5 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

*6 期成会

目的を達成するために要望等の活動を行う組織。

*7 幹線道路

主要な地点を結び道路網の骨格を形成する道路。

*8 生活道路

住宅などから主要な道路につながる生活に密着した道路。

主要施策と主な取組

① 地域高規格道路「中津日田道路」の整備

- ・地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進に向けた要望活動の強化

② 幹線道路網の整備

- ・幹線道路としての国・県道の整備促進に向けた要望活動の強化
- ・災害等に対応する「国道212号」のダブルネットワーク化^{*9}への取組

③ 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路の見直しと未整備区間の早期事業着手

④ 生活関連道路の整備

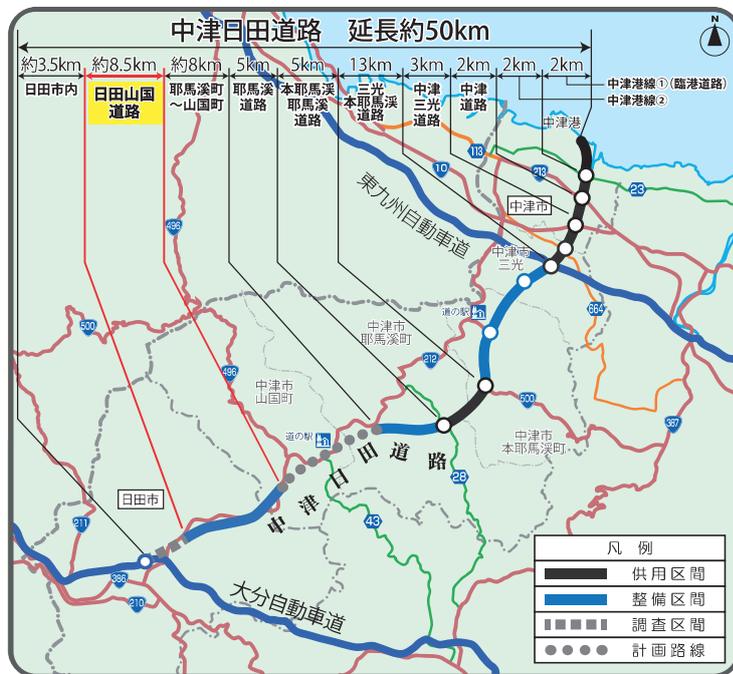
- ・地域の実情を考慮した効率的な道路整備
- ・橋梁やトンネル等の定期的な点検に基づいた適切な維持管理

⑤ 公共交通の維持と確保

- ・地域の実情に即した生活交通^{*10}の確保と利用しやすい公共交通の再構築
- ・JRや民間バス会社に対する市内から都市部への所要時間短縮等の働きかけ

⑥ 安全・安心で自然環境を活かした河川整備

- ・防災・減災及び自然環境に配慮した河川整備の実施



地域高規格道路「中津日田道路」

関連する主な計画

- ・日田市都市計画マスタープラン
- ・日田市地域防災計画
- ・日田市水防計画
- ・各種施設等の長寿命化計画(橋梁)
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
幹線道路網の改良率	59.8%	60.6%	62.2%

^{*9} ダブルネットワーク化

自然災害等で一部の道路区間の通行止めが沿線全体の機能不全にならないように、あらかじめ交通ネットワークを多重化しておくこと。

^{*10} 生活交通

通勤、通学、通院、買物など、市民の日常生活に必要な公共交通。

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

生活基盤

4 - (2)

(2) 住環境の整備と維持管理

- ① 市営住宅の整備・維持管理
- ② 民間住宅に対する支援等
- ③ 水道の整備
- ④ 下水道等の整備
- ⑤ 法令や条例に基づく規制による誘導等



新しくなった竹田浄水場

現 状 と 課 題

- ・経年等により老朽化した市営住宅も多く、バリアフリー化^{*1}や多様化した住民のニーズに対応した整備が求められています。また、住戸改善、売却等を周辺環境に配慮しながら進めていく必要があります。
- ・住宅の大部分を占める木造住宅の耐震化の促進は、市民の生命と財産を守る上で重要な課題です。
- ・少子高齢化や核家族化の進行などにより、適切に管理されていない空き家が増加傾向にあることから、地域環境に悪影響のある空き家や、流通や利活用が期待できる空き家への対策が求められています。
- ・人口減少などにより水道施設の規模は過大なものとなり、また、料金収入は低下していくことが予想される中で、施設の耐震化や老朽化等に対する費用は増加していくと見込まれています。さらに、水質の安全性はもちろんのこと、災害等において断水や給水制限の少ない水道水の供給が求められています。
- ・下水道の整備については、人口減少や地域の特性等を考慮した効率的な整備が求められているとともに、局地的な集中豪雨等による浸水被害が全国的に発生していることから浸水被害対策も求められています。また、経年等による下水道施設の老朽化に伴い維持管理費用の増加が見込まれます。
- ・無秩序な土地開発等によって周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されており、開発者に対する適正な指導等が必要です。

基 本 方 針

- ・既存市営住宅の計画的な改修等による居住環境の整備を進めます。
- ・住宅の耐震化を促進し、空き家等に対する措置や利活用等への支援を行います。
- ・水道事業の経営状況を的確に把握し、将来需要を見据え施設の適正化や統廃合、広域化等の事業のあり方を検討するとともに適正な維持管理を推進します。
- ・下水道整備計画区域の見直しや下水道施設の長寿命化^{*2}による事業の効率化を図るとともに、雨水排水施設の計画的な整備による浸水被害の軽減を図ります。
- ・良好な生活環境を形成するため、法令に基づいた規制による誘導や指導等に努めます。

*1 バリアフリー化

高齢者や障がい者などが行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。

*2 長寿命化

定期的な点検の実施や必要に応じた維持補修を行うことで、施設等の耐久性を向上させ、長持ちをさせること。



城内団地C号住宅



水道管の耐震化工事

主要施策と主な取組

① 市営住宅の整備・維持管理

- ・市営住宅の長期的な維持管理及び計画的な改修等による長寿命化の推進
- ・多様化する課題に対応した住宅の提供と安定した居住環境の維持

② 民間住宅に対する支援等

- ・地震対策への支援
- ・暮らし方の変化に対応した住宅改修等への支援
- ・空き家等に対する措置や適正管理に関する助言、情報提供及び問題意識の啓発
- ・空き家等の有効な利活用等に対する支援及び補助制度の充実

③ 水道の整備

- ・的確な経営、財政状況の把握
- ・将来の需要等を見据えた水道施設の適正化や上水道、簡易水道等の統廃合、広域化の検討
- ・水道事業の効率化の推進
- ・水道施設等の耐震化及び長寿命化並びに適正な維持管理
- ・水道未普及地域における生活用水確保のための支援
- ・安全安心な水道水の確保

④ 下水道等の整備

- ・下水道の整備計画区域の見直しによる下水道事業の計画的な推進及び合併処理浄化槽^{*3}の区域における整備の推進
- ・下水道施設の長寿命化計画に基づく適正な維持管理
- ・浸水被害の軽減に向けた雨水排水施設の整備及び適正な維持管理

⑤ 法令や条例に基づく規制による誘導等

- ・無秩序な土地開発等に対する適正な誘導及び指導等

関連する主な計画

- ・日田市都市計画マスタープラン
- ・日田市耐震改修促進計画
- ・日田市空家等対策計画(平成29(2017)年度策定)
- ・日田市水道ビジョン 日田市水道事業基本計画
- ・日田市雨水対策基本計画
- ・日田市生活排水処理施設整備構想
- ・各種施設等の長寿命化計画(公営住宅等、公共下水道)
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
上水道の管路の耐震化率	0.12%	5.1%	16.3%

*3 合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂等から生活雑排水を合わせて浄化処理するための設備。

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

生活基盤

4 - (3)

(3) 公園・緑地の整備と維持管理

- ① 歴史・文化や自然環境を活かした公園・緑地の整備
- ② 身近な公園の整備
- ③ 安全で安心な公園・緑地づくり
- ④ 緑地の保全と緑化の推進



現状と課題

- ・日田の歴史や文化など、地域特性を活かしながら景観や自然との調和に配慮した公園づくりが求められています。
- ・公園利用者は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民や地域コミュニティ *1 活動等で利用しており、地域拠点となる公園づくりが求められています。
- ・多くの公園施設等が老朽化していることから施設の改修や適切な維持管理が必要です。
- ・公園は、避難場所としての機能も有していることから安全性を考慮した公園整備を進める必要があります。
- ・豊かで特色ある景観や自然との調和に配慮した緑化保全に取り組む必要があります。

基本方針

- ・日田の歴史や自然と調和し多くの人が集える公園づくりを推進します。
- ・公園は、市民の交流促進や防災面からも重要な施設であることから、多目的な活用や幅広いニーズに対応し地域バランスを考慮した公園整備を行います。
- ・公園施設の長寿命化 *2 対策を図るとともに適切な維持管理を行うことで、いつでも誰もが安全で安心して利用できる公園づくりに努めます。
- ・市民に潤いと安らぎを与える緑を保全し、人と自然が共生する特色ある地域づくりに努めます。

田来原美しい森づくり公園



公園に設置されている一時避難場所の看板



竹田公園の多目的トイレ



竹田公園

*1 地域コミュニティ

一定の地域に居住する人々の共同体。一定のテーマや目的を持った集まりや団体。

*2 長寿命化

定期的な点検の実施や必要に応じた維持補修を行うことで、施設等の耐久性を向上させ、長持ちをさせること。

主要施策と主な取組

- ① 歴史・文化や自然環境を活かした公園・緑地の整備
 - ・地域の特性や文化資源 *₃ を活かした公園等の整備及び保全
 - ・地域木材を使用した公園施設の整備
- ② 身近な公園の整備
 - ・地域バランスに配慮した公園の整備
 - ・私有地等を有効活用した借地公園 *₄ の整備
- ③ 安全で安心な公園・緑地づくり
 - ・遊具など公園施設の長寿命化計画に基づく適切な改修と維持管理
 - ・多目的トイレ *₅ 等の整備及び公園施設のバリアフリー化 *₆
 - ・安全に配慮した緑地の管理
- ④ 緑地の保全と緑化の推進
 - ・緑地の保全や公共施設等の緑化の推進

関連する主な計画

- ・日田市都市計画マスタープラン
- ・各種施設等の長寿命化計画(公園施設)
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
多目的トイレの整備箇所数(累計)	45箇所	48箇所	51箇所

*₃ 文化資源

地域の人々の活動によって残され、守られてきた文化財で、地域の歴史を語る上で欠かせないもの。

*₄ 借地公園

民有地と無償の借地契約を結び整備された公園緑地で、敷地面積250㎡以上や借地期間5年以上などの基準がある。

*₅ 多目的トイレ

障がい者や高齢者、子ども連れの人など、様々な立場の人の利便を配慮して設計されたトイレ施設。

*₆ バリアフリー化

高齢者や障がい者などが行う諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くこと。



現在のガランドヤ古墳



ガランドヤ古墳保存整備イメージ図

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひと ～

生活基盤

4 - (4)

(4) 地域特性を活かした 空間づくり

- ① 市街地や観光拠点等の整備
- ② 景観の形成
- ③ 計画的な土地利用



現状と課題

- ・JR日田駅周辺は、経済状況の変化などにより交通・商業機能が低下していることから、市民生活の拠点として多様な機能を集積し魅力ある都市空間の形成が必要です。
- ・観光の拠点である豆田地区と隈地区については、豊富な地域資源を活用し観光客の回遊性を高める必要があります。
- ・本市には、歴史的価値の高い建造物が多く残されている地域や文化的景観地域*₁などがありますが、建物の老朽化や高齢者世帯の増加、後継者不足等の問題で徐々に失われつつあることから、市民との協働により歴史的町並みの景観や建造物の保存、修理等を実施し継承していく必要があります。
- ・市街地の形成を図る地域と農用地や森林緑地等の自然環境の保全により、市街化の抑制に努める地域との区分を図り、計画的な土地利用を推進していく必要があります。

現在のJR日田駅前広場



歴史的価値の高い建造物

基本方針

- ・JR日田駅前広場は、市民や観光客との交流機能や日田の玄関口としてイベント等が開催できる賑わいの中心となる空間づくりを行います。
- ・市民生活の拠点である中心市街地の機能向上と、歴史的町並み等の観光資源を活かした地域空間の整備を推進します。
- ・市民との協働により歴史的町並みや文化的景観の維持と保存を行い、良好な景観形成を図ります。
- ・土地利用のバランスや周辺との関連性を考慮した適切な用途地域*₂を指定し、建築物等の適正な配置と誘導に努めます。

*1 文化的景観地域

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない地域。

*2 用途地域

都市機能の安全性や利便性の向上、良好な住環境の確保を目的に、建築物の種類や規模を制限した地域の区分。住居系、商業系、工業系など12種類がある。

主要施策と主な取組

①市街地や観光拠点等の整備

- ・利便性の高い中心市街地の整備
- ・JR日田駅前広場と駅周辺の整備

②景観の形成

- ・歴史や文化、自然環境と調和した景観の形成
- ・保全と活用が図られた賑わいのあるまちづくりの推進

③計画的な土地利用

- ・各種計画に則した長期的、計画的かつ総合的な土地利用の推進
- ・都市計画用途地域^{*3}等の見直し



小鹿田焼の里

関連する主な計画

- ・日田市国土利用計画
- ・日田市都市計画マスタープラン
- ・日田市景観計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
JR日田駅前広場の整備率	0%	100%	—
伝統的建造物修理済建造物数(累計)	39件	48件	68件



豆田地区の町並み

^{*3} 都市計画用途地域
都市計画法によって指定される地域の区分。

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

生活基盤

4 - (5)

(5) 情報通信基盤の整備と維持管理

- ① ブロードバンド環境の利活用
- ② 新たな情報通信基盤の整備



現状と課題

- ・第4次日田市行政改革実行プラン *₁ において、市が運営している水郷テレビ *₂ を含め民間ケーブルテレビ *₃ 事業者と一元化することを検討するとしています。
- ・携帯電話やスマートフォンは、今や個々の携帯端末として日常生活のみならず、災害などの緊急時の必需品となっており、スマートフォンの普及によりWi-Fi *₄ 環境の整備が求められています。
- ・周辺地域に光ケーブル網による情報通信基盤を整備したことにより、市内全域でケーブルテレビサービスや高速インターネット通信が可能となるなど、デジタルデバイト *₅ の解消が図られています。今後は、高画質テレビ放送や超高速通信など新たなサービスへの対応が必要になります。
- ・市民への災害情報などの行政情報の提供は、多くの伝達手段が整備されていますが、防災行政無線放送が聞きづらい状況を補完する手段として、新たにどこでも誰でも容易に情報を享受できる情報通信基盤が求められています。

基本方針

- ・市が運営している水郷テレビについては、民間ケーブルテレビ事業者と調整を行い、民間でできるものは民間に任せていくことで合理的な管理と運営を目指します。
- ・公設の光ファイバーを積極的に民間企業へ貸出し、Wi-Fi環境の整備等によるブロードバンド *₆ 環境の有効活用を図ります。
- ・ケーブルテレビ網や高速通信網は、市民や企業にとって重要な放送や通信のインフラとなっていることから、適切な管理のもと、高画質テレビ放送や超高速通信への対応を検討します。また、産業分野への情報通信技術の活用を推進します。
- ・新たに市内のどこでも誰でも容易に災害時の緊急情報や行政情報が聞ける環境を検討します。

行政情報の放送風景

*₁ 行政改革実行プラン

社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政システムを構築するために策定された行政改革大綱をもとに、具体的な取組を示したものです。

*₂ 水郷テレビ

日田市が市内周辺地域に対して行っている光ケーブルによるテレビ放送及びインターネット等の事業。

*₃ ケーブルテレビ

放送局と利用者の家庭をケーブルで接続し、テレビ番組の配信やインターネットを利用することができる有線放送サービス。

*₄ Wi-Fi(ワイファイ)

パソコンやスマートフォンなどの機器を無線で情報通信ネットワークに接続する技術。

*₅ デジタルデバイト

デジタル技術の普及度合や通信環境の整備状況に起因して生じる情報格差。情報化による恩恵に格差が生じること。

*₆ ブロードバンド

単位時間あたりに大量のデジタルデータを転送できる通信手段の総称。

主要施策と主な取組

① ブロードバンド環境の利活用

- ・水郷テレビの施設をIRU *₇ 契約で民間のケーブルテレビ会社へ賃貸する公設民営化
- ・情報通信基盤の有効活用(観光施設、指定避難場所 *₈ 等へのWi-Fi環境の整備及びテレワーク *₉ への活用)
- ・ケーブルテレビ、プロバイダー *₁₀ 事業における時代に応じたサービスの検討と推進

② 新たな情報通信基盤の整備

- ・コミュニティ放送 *₁₁ (FMラジオ放送)の検討

関連する主な計画

- ・日田市情報化基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
観光施設、指定避難場所等へのWi-Fi環境の整備箇所数(累計)	0箇所	18箇所	—

*₇ IRU

Indefeasible Right of Userの略。光ファイバー等の通信設備を電気通信事業者等に貸し出す際に設定される長期的な使用権。

*₈ 指定避難場所

市が指定した避難生活を送るための避難所や公園・グラウンド等の避難場所。

*₉ テレワーク

インターネット環境などの情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれずに働く勤務の形態。

*₁₀ プロバイダー

インターネット・サービス・プロバイダーの略。インターネットへの接続サービスを提供する企業等のこと。

*₁₁ コミュニティ放送

地域に密着した情報を提供する超短波放送。地域の特色を生かした番組や防災・災害情報の発信などが行える。



駅前でWi-Fiを利用する外国人観光客

安全で快適に暮らす ～ 便利も快適もそろえる ひた ～

生活基盤

4 - (6)

(6) 減災対策と災害復旧

- ① 減災対策の推進
- ② 豪雨災害等の復旧



平成28年熊本地震
(国道212号・汗入場)

現状と課題

- ・近年の異常気象は想定外の災害を誘発し、河川の氾濫や土砂崩壊による被害が起きています。このような状況から地域防災計画*₁による危険箇所の把握と災害に強い公共施設の整備が求められています。
- ・災害発生時の速やかな対応は、被害を最小化し円滑な復興に大きく寄与することから、防災体制の整備と復旧支援事業の充実が求められます。

基本方針

- ・国、県が管理している重要な道路や河川については、中・長期的な整備が実施されるよう関係機関と連携していきます。
- ・国、県への治山、治水及び急傾斜地*₂対策促進の要請とともに、被災した施設の復旧については、生活の基盤となる道路等の復旧を早期に図り、市民生活の安定が図られるよう整備に努めます。
- ・風水害及び地震等の災害から市民の生命と財産を守るため、地域防災計画等を基に、行政や関係機関及び地域住民との連携の強化を図り、防災体制の整備と減災*₃対策を推進します。
- ・市が管理する道路や河川については、危険箇所の防災対策を進めるとともに被災箇所の早期復旧に努めます。

*1 地域防災計画

市民の生命と財産を災害から守るために、関係機関や他の地方公共団体と協力して対応することを定めた計画。

*2 急傾斜地

傾斜度が30度以上ある土地で通常「がけ」と呼ばれる土地。

*3 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

主要施策と主な取組

① 減災対策の推進

- ・災害危険箇所の解消に向けた防災、減災対策の推進
- ・災害に備えた公共施設等の整備及び減災対策の推進
- ・治山、治水対策に伴う国、県の関係団体への要請
- ・急傾斜地等の崩壊防止対策工事の推進

② 豪雨災害等の復旧

- ・国、県等の早急な復旧の促進
- ・被災箇所の早急な復旧
- ・防災体制の強化
- ・災害により被災した公共施設等の早急な復旧

関連する主な計画

- ・日田市地域防災計画
- ・日田市水防計画
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
災害防除工事の整備箇所数(年間)	6箇所 (平成28年度)	5箇所	5箇所



改修前の河川



改修後の河川

第5章

教育・文化

学ぶ楽しさを増やす

～ 学ぶ機会に満ちる ひと～

施 策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 文化芸術の振興
- (3) 生涯学習の充実
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興
- (5) 互いに尊重しあえる社会の実現

学ぶ楽しさを増やす ～ 学ぶ機会に満ちる ひた ～

教育・文化

5 - (1)

(1) 学校教育の充実

- ① 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実
- ② 小中連携・小中一貫教育の推進
- ③ 安全・安心な教育環境の確保
- ④ 教育環境の整備
- ⑤ 家庭・地域と協働した学校づくりの推進
- ⑥ 安全・安心な学校給食の提供



現状と課題

- ・地域の特性を生かした特色ある学校教育を展開しながら、子どもたちの「郷土愛」や「たくましく生きる力」などを育てなければなりません。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、いじめや不登校児童生徒の早期発見・対応の徹底を図る必要があります。
- ・児童生徒の学力や運動能力等については、調査等に基づく課題発見を通して、その課題解決に向けた取組を行う必要があります。
- ・小学校から中学校への環境変化による不安をなくすため、交流研修等を通して小中の連携を図っていく必要があります。
- ・学校施設の耐震化や普通教室における空調機器の設置等は完了しており、今後は既存施設の長寿命化^{*1}や特別教室等への空調機器の設置等が必要となります。また、防災や通学等における児童生徒の安全を確保する取組が必要です。
- ・情報分野の飛躍的な発展に対応したシステムの再構築やタブレット端末^{*2}などによるICT^{*3}教育の推進が求められています。また、学校図書の充実等、児童生徒が豊かな教育環境の中で教育を受けられるように取り組む必要があります。
- ・教育の機会均等や保護者の経済的負担軽減等を目的に奨学金や就学援助等に取り組んでおり、今後も子どもの貧困対策として安定的な事業継続が必要です。
- ・学校評価^{*4}を活用した学校運営の組織的、継続的な改善を図るとともに、家庭、地域と学校の目標や方針を共有・協働した組織的な取組が求められています。
- ・成長期にある子どもたちの健康な心身を育むためには、望ましい食習慣につながる食育^{*5}を推進していく必要があります。また、子どもたちに安全な給食を提供するためには、食材の購入や調理段階における注意、検収の強化と、学校給食施設の計画的な維持補修が必要です。

小学校授業風景



ICTを活用した授業

*1 長寿命化

定期的な点検の実施や必要に応じた維持補修を行うことで、施設等の耐久性を向上させ、長持ちをさせること。

*2 タブレット端末

薄い板状のパソコンや携帯端末の総称で、表示画面に直接触れることで操作可能なタッチパネルを搭載した持ち運び可能なコンピュータ。

*3 ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術の総称。

*4 学校評価

学校運営について、学校が自ら行う自己評価と地域や保護者などの関係者からの評価に基づいて、組織的・継続的な改善を図るシステム。

*5 食育

食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけること。

基本方針

- ・咸宜園教育の理念*6を取り入れた特色ある学校経営に取り組むとともに、学力の向上を目指して、児童生徒の「学びに向かう力」や「思考力・判断力・表現力」等の育成を図り、また、道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成を図ります。さらに、運動の習慣化・日常化を推進することにより体力の向上を図ります。
- ・いじめ、不登校などの問題の未然防止と早期発見・解消を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図るため、校内体制や関係機関と連携した取組を充実します。
- ・小中学校のスムーズな接続を図るため、9か年を見通した学習活動を展開します。
- ・学校施設の長寿命化や特別教室等への空調機器の設置等により快適な学習環境を提供するとともに、児童生徒の防災対策や安全対策の充実に取り組みます。
- ・ICT環境や学校図書等、より充実した教育環境の整備に取り組みます。
- ・安定的な就学支援により安心して学べる教育環境づくりを推進します。
- ・コミュニティ・スクール*7の設置等により地域と協働して子どもを育てていく学校づくりを推進します。
- ・食育を推進するため、各教科や特別活動を通じた食に関する指導の充実を図るとともに、育友会・PTA*8と連携して保護者や家庭への啓発に取り組みます。また、安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供に努めます。
- ・学校給食施設については、地域の状況や調理食数等を考慮し、施設のあり方と効率的な運用の検討に取り組んでいきます。

*6 咸宜園教育の理念

廣瀬淡窓が創設した咸宜園における教育の根本的な考え。個性や自主性の尊重、能力の向上、人間性や社会性の育成、人格の涵養等。

*7 コミュニティ・スクール

保護者や地域の方々や学校運営について協議する学校運営協議会を置く学校。保護者や地域の意向が学校運営に反映されるとともに、保護者や地域の方々も学校運営に一定の責任を持って関わっていくことになる。

*8 育友会・PTA

児童・生徒の保護者と教職員が協力して教育効果の向上を図ることを目的とする学校単位の組織。(PTAはParent-Teacher Associationの略。)

コミュニティ・スクール概要図



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

主要施策と主な取組

- ① 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実
 - ・ 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進
 - ・ 確かな学力と豊かな心の育成、健康・体力づくりの推進
 - ・ いじめ・不登校対策と教職員研修の充実、強化
 - ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実
 - ・ 望ましい食習慣につながる食育の推進
- ② 小中連携・小中一貫教育の推進
 - ・ 小中連携教育 *₁ の推進
 - ・ 小中一貫校 *₂ の特色を生かした教育の推進
- ③ 安全・安心な教育環境の確保
 - ・ 学校施設整備や校内バリアフリー化 *₃ の推進
 - ・ 学校内遊具等の施設管理の徹底
 - ・ 学校内外における児童生徒の安全対策の充実
- ④ 教育環境の整備
 - ・ 複式学級 *₄ の解消による教育環境の充実
 - ・ ICTによる教育環境整備の推進
 - ・ 就学援助や公費負担による学力定着補助教材 *₅ の購入等、就学支援に関する事業の推進
- ⑤ 家庭・地域と協働した学校づくりの推進
 - ・ 学校評価等の活用
 - ・ コミュニティ・スクールの推進
- ⑥ 安全・安心な学校給食の提供
 - ・ 安全かつバランスの取れた給食の提供
 - ・ 学校給食施設の適正な維持管理と効率的な運用



小学校における食育の取組

関連する主な計画

- ・ 日田市教育大綱
- ・ 日田市教育行政実施方針
- ・ 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
児童生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、 全国平均以上の児童生徒の割合)	小学生:60.5% 中学生:38.0%	小学生:62.0% 中学生:54.0%	小学生:63.0% 中学生:57.0%
不登校児童生徒の出現率	1.03%	1.00%以内	0.85%以内

*₁ 小中連携教育

中学校入学時に子どもが感じる小学校と中学校の段差を滑らかにし、スムーズな接続を図るため、校区の小学校と中学校が連携して取り組む教育活動。

*₂ 小中一貫校

小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校。

*₃ 校内バリアフリー化

学校施設において、安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から、支障となる物理的な障害を取り除いていく考え方。

*₄ 複式学級

2つの学年以上の児童・生徒を1つの学級に編制した学級。

*₅ 学力定着補助教材

児童生徒の学力定着につながる教科書以外の副読本やドリル等補助的な教材。

学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～

教育・文化

5 - (2)

(2) 文化芸術の振興

- ① 文化財や芸術文化の保存、継承と発展
- ② 学習の場の提供及び人材育成と確保
- ③ 文化芸術の鑑賞や活動機会の提供
- ④ 情報の相互発信と交流の促進
- ⑤ 文化遺産の調査・研究及び情報発信の推進



見送幕・水引幕の展示風景

現 状 と 課 題

- ・本市には、貴重な文化財が数多く残されています。今後もこれらを保存、継承していくため、引き続き環境整備、修復の技術者育成や支援等が必要です。
- ・市所蔵美術品は日田市複合文化施設AOSE（アオーゼ）に整備された収蔵庫で管理されています。今後も適正な管理の下、活用していく必要があります。
- ・文化財の公開展示、各種講座による学習の機会の提供や伝統芸能や伝統技術を地域特有の文化として継承するための支援を行っていますが、さらなる普及啓発が必要です。
- ・文化芸術の鑑賞機会の充実や児童生徒の文化活動が重要です。団体の活動や公演などの情報を広く収集していくとともに、文化活動を幅広く支える人材の育成が必要です。
- ・郷土の先哲「廣瀬淡窓 *₁」、私塾「咸宜園 *₂」等の調査、研究を行っています。その成果を広く情報発信し、市民に文化財の大切さを再発見する機会を提供していく必要があります。

基 本 方 針

- ・日田祇園の曳山行事 *₃ をはじめとする文化財の保存と修復、継承を行うため、補助金等を活用するとともに、国、県、地域と連携した取組を推進します。
- ・咸宜園西塾や永山布政所（日田陣屋）などに関する調査を進め、文化財の保存と継承、活用に努めます。
- ・市所蔵美術品等の適正な管理と活用に努めます。
- ・文化財資料の活用や後継者育成を支援し、文化財や芸術文化に対する理解を深めるための啓発活動や人材育成を推進します。
- ・市民のニーズに応じ優れた文化を楽しむことのできる鑑賞機会の充実に努め、地域の文化水準を向上させるため、文化団体や活動などについての情報収集・発信を図ります。
- ・「廣瀬淡窓」や私塾「咸宜園」に関する調査とその情報発信によって市民の意識高揚を図り、咸宜園の「世界文化遺産」の登録に向け市民と一体となった取組を推進していきます。

*₁ 廣瀬淡窓

私塾「咸宜園」の創設者。「三奪法」や「月旦評」、「規約」、「職任」などの独自の教育制度を生み出し、近世・近代日本の教育に大きな影響を与えた。

*₂ 私塾「咸宜園」

江戸時代後期に生まれた儒学者・廣瀬淡窓が豊後・日田の地に開いた日本最大規模の私塾（学校）。

*₃ 日田祇園の曳山行事

毎年7月20日過ぎの土日に、隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称。

主要施策と主な取組

① 文化財や芸術文化の保存、継承と発展

- ・自然や文化財等の文化資源を保存、継承及び活用するための取組の充実と施設整備
- ・市所蔵美術品等の適正な管理と活用

② 学習の場の提供及び人材育成と確保

- ・文化財に関する講座の開設や展示、後継者育成事業の支援
- ・文化ボランティア *4 の育成
- ・日田市文化芸術奨励金 *5 の交付

③ 文化芸術の鑑賞や活動機会の提供

- ・舞台公演や展覧会などの開催
- ・市民文化振興基金 *6 事業の実施
- ・日田市文教祭 *7 の開催

④ 情報の相互発信と交流の促進

- ・日田市民文化会館(パトリア日田)、日田市複合文化施設AOSE(アオーゼ)の情報発信
- ・講演会等に招へいたアーティストによるワークショップ *8 やアウトリーチ *9 の実施

⑤ 文化遺産の調査・研究及び情報発信の推進

- ・咸宜園教育に関する調査・研究の充実及び普及啓発の推進
- ・咸宜園や日田祇園など文化遺産の積極的な情報発信
- ・世界文化遺産登録に向けた市民関係団体との交流や関連市町村との連携の強化
- ・日本遺産に認定された咸宜園跡等の活用



咸宜園を案内する日本遺産子どもガイド

*4 文化ボランティア

文化芸術に自ら親しむとともに、他人が親しむための手伝いや手助けなどを行う人。

*5 文化芸術奨励金

日田市の文化芸術の振興を目的として、九州大会以上の大会に個人又は団体で出場、出品する小学生、中学生、高校生に対し交付する奨励金。

*6 市民文化振興基金

日田市の文化の発展を目的として、市民からの寄付や募金に市の公費を合わせて誕生した基金。

*7 日田市文教祭

芸術文化団体等の活動の促進と技術水準の向上、人材の育成を目的として、毎年9月から11月に開催している芸術文化の祭典。

*8 ワークショップ

専門家の意見や助言を聞きながら、参加者自身が体を動かしたり発言する体験型の講座。

*9 アウトリーチ

講演会などに招へいたアーティストなどを地域に派遣して普及活動等を行うこと。

関連する主な計画

- ・日田市教育大綱
- ・日田市教育行政実施方針
- ・第2次日田市文化振興基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
日田市民文化会館(パトリア日田)利用者数(年間)	159,939人	163,000人	163,000人
史跡咸宜園・咸宜園教育研究センター入館者数(年間)	21,365人	24,000人	25,000人
複合文化施設AOSE(アオーゼ)美術展示ギャラリー入場者数(年間)	—	5,000人	5,000人



日田市複合文化施設AOSE

学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～

教育・文化

5 - (3)

(3) 生涯学習の充実

- ① 社会教育の推進と生涯学習社会の形成
- ② 博物館の機能の充実
- ③ 図書館機能の充実と読書活動の推進



社会科見学を受け入れる
日田市立博物館

現状と課題

- ・日田市複合文化施設AOSE（アオーゼ）を、市民の生涯学習を支援する中核施設として位置付け、淡窓図書館、地区公民館や関係機関と連携を強化し、市民の学ぶ機会を創出することが必要です。
- ・市民の生涯学習を推進していくためには、社会教育に関する専門的知識を持った人材の育成が必要です。
- ・家庭を取り巻く環境の変化により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちの安全・安心な居場所づくりや、青少年の規範意識^{*1}の向上のため、地域や学校、公民館の連携を図ることが必要です。
- ・博物館においては、今後も引き続き日田の自然や歴史、文化の大切さを市民に伝えるための展示と生きた自然を学べる活動に取り組む必要があります。
- ・図書館では、利用者ニーズの把握による魅力的な図書館づくりや利用者が安心して快適に利用できる環境の整備が必要です。
- ・子どもがより読書に親しむために、学校及び福祉保健関係課などの関係機関と連携し、子どもを情緒豊かに育てるとともに読書に対する意識の向上を図る必要があります。

基本方針

- ・日田市公民館運営事業団など関係機関と連携し、地域の独自性を尊重した生涯学習の推進と施設の整備に努め社会教育の推進を図ります。
- ・社会教育に携わる人材育成に努め指導者としての資質の向上を図ります。
- ・学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの自己実現^{*2}を支えていく協育力^{*3}の向上と支援体制の充実を図ります。
- ・市民が未来に残すべきふるさとの自然や文化などを学べるよう、積極的に活動を行う博物館を目指します。
- ・自然や科学に関心を持つ子どもたちを育成し、自然環境の大切さを啓発します。
- ・図書館の基本的な機能の充実、安定したレファレンスサービス^{*4}の提供などサービス向上に努めます。
- ・児童生徒の読書向上と子育て支援のため関係機関と連携した取組を推進します。

*1 規範意識

道徳、倫理、法律等の社会のルールを守り、それに基づいて判断したり行動したりしようとする意識。

*2 自己実現

自分の目的、理想の実現に向けて努力し、成長する過程。

*3 協育力

学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの教育機能を相互に補完・融合しながら、協働して子どもを育てていくこと。

*4 レファレンスサービス

図書館利用者が必要とする情報や資料を検索し、資料等の提供・回答により利用を援助するサービス。

主要施策と主な取組

① 社会教育の推進と生涯学習社会の形成

- ・社会教育施設の役割に応じた生涯学習の推進と連携
- ・社会教育における専門性を持った人材の育成
- ・学習の意欲を支えるための地域の特色ある事業推進などの学習環境の整備
- ・子育てを地域全体で行うネットワークの形成
- ・青少年の健全な心とふるさとを愛する心を育むための「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発
- ・日田市公民館の整備と維持管理

② 博物館の機能の充実

- ・博物館施設の機能の充実
- ・所蔵資料の整備と充実
- ・体験学習の場の提供と調査研究の実施

③ 図書館機能の充実と読書活動の推進

- ・蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化及び窓口の業務委託等による利用者サービスのさらなる充実
- ・施設活用の促進と各種グループ等の活動支援
- ・公民館との連携による遠隔地サービス *5 の充実
- ・学校及び福祉保健関係課との連携
- ・魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進



関連する主な計画

- ・日田市教育大綱
- ・日田市教育行政実施方針
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
公民館利用者数(中央公民館含む)(年間)	155,470人	187,000人	187,000人
博物館入館者数(年間)	2,935人	7,000人	7,000人
図書貸出延人員(年間)	57,004人	57,500人	57,500人

***5 遠隔地サービス**

振興局や振興センター管内の地区公民館を拠点として、配送による図書の貸出を行うサービス。

学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひと～

教育・文化

5 - (4)

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ実施率の向上
- ② 競技スポーツの振興
- ③ スポーツによる交流人口の増加
- ④ 施設利用の向上
- ⑤ スポーツボランティアの振興



椿ヶ鼻ヒルクライムレース

現状と課題

- ・市民がスポーツ等を行うことは生活習慣病の予防や健康寿命^{*1}の延伸、一人ひとりの生きがいにつながるため、運動・スポーツの実施率の向上を図る必要があります。
- ・日田市のトップアスリート^{*2}の情報を発信し市民が選手に声援を届けることは、さらなる活力を生み出します。また、そのような声援の中、成長した選手が後進の指導者として活躍するという好循環を生む雰囲気づくりも重要です。
- ・日田市体育協会をはじめスポーツ関係団体の多くは、競技者の高齢化や競技人口の減少といった課題を抱えています。
- ・交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、本市の認知度やイメージを高めるため、スポーツを通して日田市が持つ様々な魅力を内外に積極的かつ戦略的に発信することが必要です。
- ・スポーツ施設は安全で安定的な利用を図るための管理と整備が必要です。しかし、今後の利用状況によっては、市の将来的な財政負担も踏まえた施設ごとのあり方について検討を進める必要があります。
- ・スポーツイベント等には多くのサポートをする人によって成立するものですが、イベント等の支援体制の充実を図る中で啓発や普及を図り、スポーツボランティア^{*3}の育成を目指すことが重要です。

基本方針

- ・スポーツ実施率向上のため手軽な運動内容の普及と機会の創出を図ります。
- ・郷土のトップアスリートの活動支援とともに情報発信に努めます。
- ・各スポーツ関係団体の競技力向上と競技振興等の課題解決を図るため、各組織と相互の交流を促進します。
- ・スポーツツーリズム^{*4}の振興を図り、日田市が持つ様々な魅力を内外に積極的かつ戦略的に情報発信しスポーツによるシティセールス^{*5}の強化に努めます。
- ・スポーツ施設の計画的な環境整備を行うとともに持続可能な管理を推進します。
- ・スポーツイベント等の支援体制の充実を図る中で啓発や普及を図り、スポーツボランティアの育成を目指していきます。

*1 健康寿命

健康上の理由で日常生活を制限されずに過ごすことができる年齢。全国と都道府県の値が3年に1回公表される。

*2 トップアスリート

競技者(アスリート)の中でも一流と認められる人。

*3 スポーツボランティア

スポーツ団体やクラブで運営や指導を日常的に支えたり、スポーツ大会などの運営を支えるボランティア。

*4 スポーツツーリズム

スポーツの観戦や大会等への参加、周辺の観光を含みスポーツに関連して行われる旅行。

*5 シティセールス

都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組。

主要施策と主な取組

- ① スポーツ実施率の向上
 - ・市民の誰もができる生涯スポーツ *₆ の普及
 - ・市民スポーツの設定と定着
 - ・中学校部活動における地域指導者の円滑な活用
 - ・スポーツ推進委員協議会活動の充実
- ② 競技スポーツの振興
 - ・トップアスリートの活動助成
 - ・トップアスリートの情報発信と顕彰
 - ・日田市体育協会の競技力向上への支援
 - ・各種競技団体の連携と協働
- ③ スポーツによる交流人口の増加
 - ・スポーツコンベンション *₇ の振興
 - ・スポーツイベントの充実
 - ・国際スポーツ大会事前キャンプ地 *₈ 誘致
- ④ 施設利用の向上
 - ・計画的なスポーツ施設の整備と維持管理
 - ・国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致に伴う施設の整備
 - ・スポーツ施設のあり方の検討
- ⑤ スポーツボランティアの振興
 - ・スポーツイベントボランティア *₉ の育成と組織化



各地区で行われる体力テスト

関連する主な計画

- ・日田市教育大綱
- ・日田市教育行政実施方針
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日田市スポーツ振興計画後期計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
スポーツイベント参加者数(年間)	4,657人	5,240人	5,500人

*₆ 生涯スポーツ

生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツ。

*₇ スポーツコンベンション

スポーツに関する大会や集会。

*₈ 事前キャンプ地

国際スポーツ大会などで各国・各地域の選手団が大会前に行うトレーニングの合宿地。

*₉ スポーツイベントボランティア

スポーツボランティアのうち、スポーツ大会などにおいて大会の運営を支えるスタッフ。

学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひと～

教育・文化

5 - (5)

(5) 互いに尊重しあえる 社会の実現

- ① あらゆる人権課題への施策の推進
- ② 社会教育における人権教育の充実
- ③ 学校教育における人権教育の充実



現 状 と 課 題

- ・同和問題をはじめ様々な人権問題につながる差別や偏見をなくすため、教育・啓発活動に取り組んできました。しかし、近年ではインターネットを利用したひぼう・中傷やヘイトスピーチ*₁、LGBT*₂など新たな人権課題も生まれ、これらにも対応した指導者育成と継続的な人権意識の啓発を重ねることが必要です。
- ・部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消の推進に関する法律に基づいて、差別の解消に向けた取組を充実することが求められています。
- ・公民館等では様々な年齢層に応じて、地域の課題や意見を反映したテーマと内容による学習会を開催し人権意識の向上を図っています。今後も各関係機関・団体と連携した人権教育の推進が必要です。
- ・学校教育では参加体験型を取り入れた人権学習や各学校主催の人権講演会等の人権教育を計画的に実施し、児童生徒の人権に関する知識の習得や自己肯定感の育成に成果が現れています。しかし、自分や相手の人権を守る具体的な行動力のさらなる育成が必要です。

基 本 方 針

- ・日田市人権施策基本計画*₃に基づき、あらゆる差別の早期解決に向けて家庭、地域、職場等における人権意識の啓発の推進と相談や支援体制の確立に努めます。
- ・部落差別の解消に向けて、国、県や他の市町村との連携を図りながら地域の実情に応じた取組を推進します。
- ・日田市人権教育基本方針*₄に基づいて社会教育における人権教育を推進します。
- ・学校教育における人権教育や教職員研修の充実と地域や関係機関等の連携に努めます。

自治会における人権学習会



日田市人権講演会の様子

*1 ヘイトスピーチ

特定の人種や民族、宗教などをおとしめたり、あるいはそれらへの差別をおおったりする憎悪の表現。

*2 LGBT

一般的に、レズビアン(女性同性愛)、ゲイ(男性同性愛)、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(性同一性障害などの性別違和)を指す。

*3 日田市人権施策基本計画

様々な人権課題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための指針となる計画。

*4 日田市人権教育基本方針

日田市における人権教育を総合的に推進するための基本方針。

主要施策と主な取組

- ① あらゆる人権課題への施策の推進
 - ・学習内容の工夫等による啓発学習の充実
 - ・部落差別に関する相談体制の充実と教育や啓発の推進、実態調査の実施
 - ・県等の関係機関との連携による指導的人材の育成
 - ・国や県等の関係機関との連携による人権に関する相談や支援体制の確立
 - ・「人権に関する市民意識調査」の結果及び分析による人権施策の推進
- ② 社会教育における人権教育の充実
 - ・体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用
 - ・公民館等での人権学習活動の充実
- ③ 学校教育における人権教育の充実
 - ・人権尊重の視点に立った学校体制づくりの推進
 - ・人権教育の指導内容と指導方法の充実
 - ・教職員研修の充実
 - ・家庭、地域や関係機関及び小中学校と高等学校等の連携



小中学校での人権ワークショップ活動



「人権の花」運動

関連する主な計画

- ・日田市教育大綱
- ・日田市教育行政実施方針
- ・日田市人権教育基本方針
- ・日田市人権施策基本計画



大分県人権啓発
イメージキャラクター
「こころちゃん」

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
「学習サイクル」に則った体験的参加型学習を受けた児童生徒の割合	70%	90%	100%

第6章

環 境

水と緑を宝にする ～ 自然の宝を光らせる ひと～

施 策

- (1) 地域環境の保全
- (2) 良好な水資源の確保
- (3) 資源循環と地球温暖化対策の推進
- (4) 環境意識の向上

水と緑を宝にする ～自然の宝を光らせる ひた～

環 境 6 - (1)

(1) 地域環境の保全

- ① 生活環境の保全
- ② 公害の防止
- ③ 生物多様性の保全

現 状 と 課 題

- ・市民が主体となった美化活動に取り組んでいますが、犬のフンの放置やタバコの吸い殻のポイ捨て及び小規模のごみの不法投棄^{*1}が見受けられます。
- ・公害苦情については近隣トラブルに起因することが多く、公害に対する周知・啓発の強化と苦情に対する迅速かつ柔軟な対応が求められています。
- ・河川については水生生物^{*2}調査を継続して実施していますが、今後は山林や市街地を含む市域全体の生物多様性^{*3}を保全する取組が必要です。

基 本 方 針

- ・市民主体の美化活動をさらに推進し、ごみのポイ捨て等のない美しい生活環境の維持に努めます。
- ・各種事業に対する公害防止対策の徹底と、市民生活における公害防止の周知・啓発に努めます。
- ・豊かな水と緑あふれる恵まれた自然環境を守り、育み、次の世代に確実に継承していくため、生物多様性の啓発など自然環境を守る取組を推進します。

主要施策と主な取組

- ① 生活環境の保全
 - ・ポイ捨てや不法投棄防止の啓発、清掃活動の推進
 - ・水質保全対策^{*4}の推進
- ② 公害の防止
 - ・公害防止の啓発強化
 - ・大気汚染、土壌汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下対策の推進
- ③ 生物多様性の保全
 - ・生物多様性地域戦略の策定
 - ・自然保護活動の推進
 - ・自然との積極的なふれあいの機会づくり
 - ・自然環境に配慮した公共事業



御前岳の湧水

*1 不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、法に定められた処分場以外の場所に廃棄物を投棄すること。

*2 水生生物

水中または水辺に生息する生物の総称。水生生物の種類を調べることで河川水質を判定することができる。

*3 生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境をいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

*4 水質保全対策

河川水質検査の実施、生活排水処理施設の整備・普及や河川環境保全に関する啓発活動など。

関連する主な計画

・日田市環境基本計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
河川水質環境基準適合割合 (BOD) *5	96.7%	100%	100%



釈迦岳山頂からの風景



三隈川(亀山公園付近)

***5 河川水質環境基準適合割合**

全調査地点のうち河川水質環境基準値内であった地点の割合。

BOD

Biochemical oxygen demandの略。生物化学的酸素要求量のこと、溶存酸素の存在下で水中の有機物質などが微生物により酸化・分解される際に消費される酸素量を表すもの。

水と緑を宝にする ～ 自然の宝を光らせる ひた ～

環 境

6 - (2)

(2) 良好な水資源の確保

- ① 水環境の保全
- ② 市民意識のさらなる高揚と筑後川流域圏との連携の推進
- ③ 関係団体との連携強化

現 状 と 課 題

- ・広大な森林で育まれた本市の水資源は、生活用水や農業用水など市民生活には欠かせないものであり、「水郷ひた」の観光や企業誘致の重要なポイントとなっています。
- ・福岡都市圏の生活用水として利用されるなどの役割も担っていますが、適切な森林の維持管理が行き届かないことによる、水源涵養^{*1}や土砂流出防止をはじめとする公益的機能^{*2}の低下と水環境の悪化が懸念されます。
- ・筑後川流域及び福岡都市圏との「水」を介した上下流交流を進めることで、森林や水資源の大切さについて共通認識を深めるとともに、ボランティアや市民による森づくりなどの取組が今後も重要となっています。
- ・市民の環境への意識が高まる中、河川水質の向上や松原・下釜・大山ダム湖の水質改善が求められており、そのため、河川管理者など関係機関・団体との連携が必要となっています。

基 本 方 針

- ・本市の重要な環境資源である水資源を持続的に活用していくため、関係団体や筑後川流域及び福岡都市圏との連携を強化しながら、森林の水源涵養など公益的機能の向上や水質改善などの水環境の保全に努めます。
- ・多くの都市住民が森林に関心を持てるような交流を続けるとともに、市民の交流会議等への参加を促し水源地域としての環境意識の高揚を図ります。
- ・河川管理者などの関係機関と連携し、河川やダム湖の水質向上のための施策を行います。



*1 涵養(かんよう)

森林や農地が持つ機能のひとつで、土壌が雨水を溜め込むことで河川の流量を安定させるほか、雨水が地下に浸透することで水質を浄化する。

*2 公益的機能

森林の持つ水源涵養、二酸化炭素吸収、土砂流出防止、生物多様性の保全や保健休養の場などの多面的な機能。



水生生物を調査する様子

主要施策と主な取組

① 水環境の保全

- ・上流域との連携を含めた河川環境の保全及びダム湖の水質改善
- ・水質保全のための生活排水及び事業所排水対策の推進

② 市民意識のさらなる高揚と筑後川流域圏との連携の推進

- ・市民協働による親水イベントの推進
- ・水源地域への理解を深めるための、市民参加の上下流交流の推進
- ・森林環境教育^{*3}の体制づくり

③ 関係団体との連携強化

- ・各種団体との連携

関連する主な計画

- ・日田市環境基本計画
- ・日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
生活排水処理率 ^{*4}	79.3%	94.0% (平成32年度)	94.0%以上

*3 森林環境教育

林業体験や森林学習など様々な活動を通して人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深める取組。

*4 生活排水処理率

下水道や農業集落排水、浄化槽など、すべてを含めた水処理率。



市民参加の森づくり大会

水と緑を宝にする ～ 自然の宝を光らせる ひた ～



(3) 資源循環と地球温暖化対策の推進

- ① 衛生的かつ効率的な廃棄物処理
- ② 資源循環型処理システムの構築
- ③ 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- ・焼却施設の老朽化及び最終処分場の残余年数等の課題を抱え、焼却施設の更新を急ぐ必要があります。
- ・廃棄物処理施設の維持管理に係る経費等を節減し、各施設連携による効率的な処理を検討する必要があります。
- ・廃棄物処理施設で生産される堆肥は市民によく利用されており、畜産堆肥 *₁ などを含めた自然に還元できる資源としてこれからも推進する必要があります。
- ・東日本大震災以降、国のエネルギー政策が大幅に変わり市民生活にも影響が出てきています。これまで取り組んできた地球温暖化 *₂ 対策に加え、安全で持続可能な再生可能エネルギー *₃ を推進する必要があります。
- ・施設や設備の更新時における省エネ機器の導入を積極的に行ってきましたが、さらなる省エネを進めるために、より高効率な機器への更新を図る必要があります。

基本方針

- ・廃棄物の適正処理、再資源化及び計画的な施設整備により、環境汚染の低減と畜産堆肥の有効利用も含めた廃棄物の安定的な処理を継続します。
- ・焼却施設の更新を進めるとともに、焼却熱エネルギー *₄ の有効利用や災害時における地域の災害対応拠点となる機能を検討します。
- ・複数の廃棄物処理をまとめて効率化する地域資源リサイクルシステム *₅ の構築を目指します。
- ・公共施設などにおいて省エネ・省資源対策を積極的に行い環境負荷の低減に努めます。

*₁ 畜産堆肥

牛や豚などの家畜の糞や尿を発酵処理して作られた肥料。

*₂ 地球温暖化

化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素などを主な原因として、地球表面の気温が平均して高くなっていくこと。

*₃ 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得ることができ、継続して利用できるエネルギーの総称。水力・地熱・太陽光・風力・バイオマス等によるエネルギー。

*₄ 焼却熱エネルギー

廃棄物を焼却した際に発生する熱を利用したエネルギー。

*₅ 地域資源リサイクルシステム

下水道・し尿・浄化槽汚泥、生ごみ、家畜糞尿、バイオマス、可燃ごみ等の地域の廃棄物を資源として、発電、堆肥、熱利用等へ効率的に処理するシステム。

主要施策と主な取組

- ① 衛生的かつ効率的な廃棄物処理
 - ・ごみ及びし尿処理における施設の適切な運用と管理
 - ・各施設における省エネ・省資源化の推進及び適切な維持管理
 - ・最終処分場の延命化 *₆
- ② 資源循環型処理システムの構築
 - ・焼却ごみの減量によるコスト削減及び焼却施設の更新
 - ・各施設連携による地域資源リサイクルシステムの構築
 - ・環境にやさしい循環型農業 *₇ の推進
- ③ 地球温暖化対策の推進
 - ・省エネの推進や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガス *₈ 排出量の削減

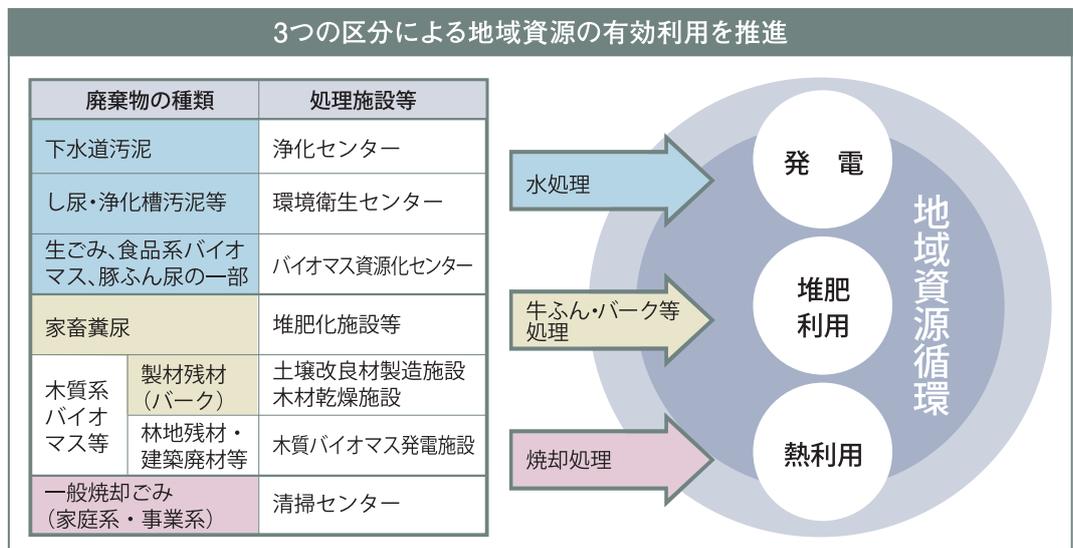
関連する主な計画

- ・日田市環境基本計画
- ・日田市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画
- ・日田市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
市内の温室効果ガス排出量	881 千t-CO ₂ /年 (平成24年度)	791 千t-CO ₂ /年 (平成32年度)	599 千t-CO ₂ /年 (平成42年度)

地域資源リサイクルシステム概念図



*₆ 延命化

設備や機器の点検・更新等を計画的に行い、施設の性能を長年にわたり維持すること。

*₇ 環境にやさしい循環型農業

堆肥などの有機質肥料を利用した土づくりやバイオマス発電の温排水を利用した施設栽培など、自然循環機能の活用や環境に配慮した農業。

*₈ 温室効果ガス

温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・フロンガスなど。

水と緑を宝にする ～自然の宝を光らせる ひた～

環境 6 - (4)

(4) 環境意識の向上

- ① 環境意識の向上と行動の促進
- ② 啓発、教育活動の推進
- ③ 環境施策の推進基盤の整備

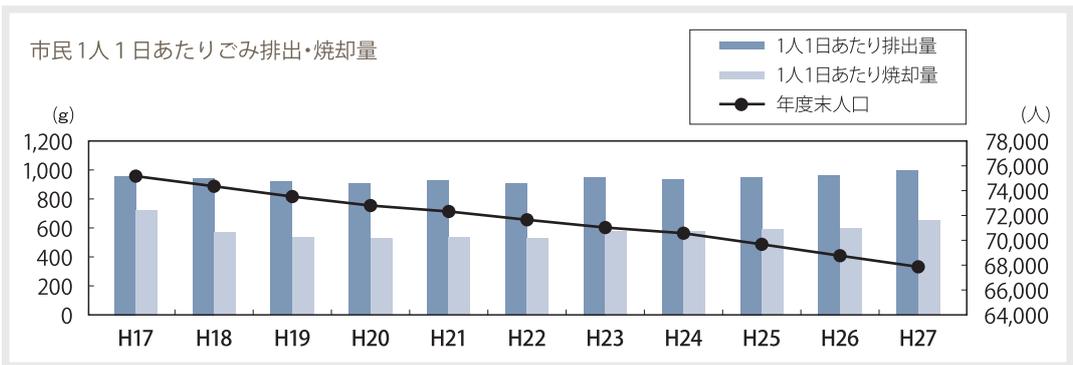


現状と課題

- ・市民1人1日あたりのごみ排出量は、ここ数年微増傾向にあり、リサイクル率も少しずつ下がってきている状況です。
- ・焼却施設へ搬入される焼却ごみの中にはざつがみ(雑紙) *₁ などリサイクル可能なものもあり、市民や事業者の分別やごみ減量の意識をさらに高める必要があります。
- ・現代社会における環境問題は、経済的・社会的問題と複雑に絡み合うため、環境面に特化したアプローチ *₂ だけではなく、経済的・社会的側面も総合的に捉えることが必要です。
- ・環境保全に対する取組は、市民一人ひとりの意識の向上と取組の積み重ねによって大きな効果が得られます。幼児期からの環境意識の定着と、市民・事業者・行政の三者が協働で環境保全に取り組むことが必要です。

基本方針

- ・ごみの排出抑制、分別促進のため3R運動 *₃ など市民や事業者への啓発を行います。
- ・環境保全に関する取組を促進するため、各種啓発事業をはじめ情報提供の充実を図るとともに幼児期からの環境教育・学習の機会充実に努めます。
- ・ひた市民環境会議 *₄ やその他の環境活動団体 *₅ とのパートナーシップをこれまで以上に深めることにより、環境保全行動 *₆ が全市民的なものとして定着することを目指します。



子ども環境会議

*1 ざつがみ(雑紙)

段ボール・新聞紙・雑誌以外の紙箱・包装紙・パンフレット・はがき・封筒などの大きさが名刺サイズ以上の紙。

*2 環境面に特化したアプローチ

環境保全に対して、環境悪化の直接的な原因だけを解決しようとする手法。

*3 3R運動

リデュース(Reduce.ごみの発生抑制)、リユース(Reuse.再利用)、リサイクル(Recycle.再資源化)の3つの頭文字のRを表した循環型社会を目指す取組。

*4 ひた市民環境会議

日田市環境基本計画に示された内容を市民・事業者・行政が一体となり推進するため、平成13年(2001年)12月に立ち上げられた市民主体の組織。

*5 環境活動団体

河川や森林地域などの環境保全のために様々な活動を行う団体。

*6 環境保全行動

ごみの減量、リサイクル、省エネや地球温暖化防止に係る啓発等、環境保全に関する活動。

主要施策と主な取組

① 環境意識の向上と行動の促進

- ・ひた市民環境会議など環境活動団体への支援、育成、情報提供
- ・市民一人ひとりの自主的な環境保全行動の推進

② 啓発、教育活動の推進

- ・ごみ分別意識高揚のための啓発(3R運動の推進)
- ・幼児期からのごみ減量、リサイクルなどの環境教育、研修の実施

③ 環境施策の推進基盤の整備

- ・日田市環境基本計画*₇に基づく環境施策の推進
- ・環境マネジメントシステム*₈の普及啓発とそれに基づく事業の実施

関連する主な計画

- ・日田市環境基本計画
- ・日田市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		平成31年度	平成39年度
市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量	656g	599g (平成33年度)	511g (平成38年度)
ごみのリサイクル率	19.2%	21.3% (平成33年度)	27.5% (平成38年度)



子ども環境バスツアー

*₇ 日田市環境基本計画

日田市における環境部門の総合計画として、環境分野に関する各種計画や施策を立案する上で基本となる計画。

*₈ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、環境に関する方針・目標を自ら設定する取組である「環境マネジメント」に関する体制・手続き等の仕組み。

第6次日田市総合計画

資料編

資料

1. 総合計画策定の経過

年 月 日	取 組 の 内 容
平成 27 年 5 月 22 日	地域円卓会議の開催 ～平成28年2月29日
6 月 12 日	市民意識調査の実施 ～平成27年6月26日
平成 28 年 6 月 10 日	政策会議(第6次日田市総合計画 策定方針の決定)
7 月 11 日	協働のまちづくり出前懇談会 ～8月17日
8 月 17 日	日田市総合計画審議会委員委嘱式 第1回日田市総合計画審議会(策定方針について)
8 月 22 日	第1回市民まちづくり集会(基本構想について)
9 月 1 日	第6次日田市総合計画策定推進プロジェクト・チームの発足
9 月 16 日	第2回市民まちづくり集会(基本構想について)
10 月 12 日	政策会議(第6次日田市総合計画 基本構想案について)
10 月 12 日	基本構想案に関するパブリックコメントの実施 ～11月10日
10 月 18 日	第2回日田市総合計画審議会(基本構想案の諮問)
10 月 31 日	第3回日田市総合計画審議会(基本構想案について)
10 月 31 日	第3回市民まちづくり集会(基本計画について)
11 月 11 日	第4回日田市総合計画審議会(基本構想案の答申)
11 月 15 日	政策会議(第6次日田市総合計画 基本構想案について)
11 月 25 日	第4回市民まちづくり集会(基本計画について)
12 月 20 日	日田市議会において第6次日田市総合計画 基本構想 議決
平成 29 年 2 月 10 日	政策会議(第6次日田市総合計画 第1期基本計画案について)
2 月 13 日	第1期基本計画案に関するパブリックコメントの実施 ～3月14日
2 月 14 日	第5回日田市総合計画審議会(第1期基本計画案の諮問)
2 月 27 日	日田市議会に第6次日田市総合計画 第1期基本計画案を報告
3 月 1 日	第6回日田市総合計画審議会(第1期基本計画案について)
3 月 24 日	第7回日田市総合計画審議会(第1期基本計画案の答申)
3 月 29 日	政策会議(第6次日田市総合計画 第1期基本計画について)
3 月 30 日	第6次日田市総合計画 第1期基本計画 決定

2. 日田市総合計画審議会

(1) 日田市総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日田市総合計画審議会の設置、所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の総合計画に関する必要な事項を審議するため、日田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じて日田市総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 知識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画振興部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 諮問・答申

基本構想 諮問

日 企 第 824 号
平成28年 10月 18日

日田市総合計画審議会
会 長 篠 藤 明 徳 様

日田市長 原 田 啓 介

第6次日田市総合計画基本構想について(諮問)

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第6次日田市総合計画基本構想(案)を策定しましたので、貴審議会に諮問いたします。

基本構想 答申

平成28年 11月 11日

日田市長 原 田 啓 介 様

日田市総合計画審議会
会 長 篠 藤 明 徳

第6次日田市総合計画基本構想について(答申)

平成28年10月18日付、日企第824号で諮問のありました「第6次日田市総合計画 基本構想(案)」について、慎重なる審議の結果、別冊のとおり答申します。

なお、総合計画の推進及び基本計画の策定にあたっては、基本構想の趣旨を踏まえるとともに下記の事項について特に配慮されるよう要望します。

記

1. 日田市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を基本として、日田市の発展と基本構想で示す将来像の実現に向け、積極的かつ効率的に事業を展開すること。
2. 日田市の最上位計画である本計画の主旨及び内容を市民に分かりやすく表現し、周知するとともに、事業の展開にあたっては市民の声が十分反映されるよう努めること。
3. 基本計画の策定にあたっては、本審議会における審議の過程で意見のあった食に関わる施策の展開や雇用対策等について検討すること。

第1期基本計画 諮問

日企第 1222 号
平成29年 2月 14日

日田市総合計画審議会
会長 篠藤 明徳 様

日田市長 原田 啓介

第6次日田市総合計画・第1期基本計画について(諮問)

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第6次日田市総合計画基本構想に基づき、第1期基本計画(案)を策定しましたので、貴審議会に諮問いたします。

第1期基本計画 答申

平成29年 3月 24日

日田市長 原田 啓介 様

日田市総合計画審議会
会長 篠藤 明徳

第6次日田市総合計画・第1期基本計画について(答申)

平成29年2月14日付、日企第1222号で諮問のありました「第6次日田市総合計画・第1期基本計画(案)」について、慎重なる審議の結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画の実施にあたっては、審議の過程において出された意見について十分検討されるよう要望するとともに、基本計画については積極果敢に進めることを望みます。

記

1. 本計画の趣旨や内容が市民一人ひとりに行き届くよう周知するとともに、市民協働のまちづくりを積極的に進め、「誰もがそこに住むことを誇れるまち ひと」の実現に努めること。
2. 人口減少への対応を重要課題として捉え、産業の振興と若者の定住、少子化対策の取組を着実かつ積極的に進めること。
3. 永山布政所跡などの歴史・文化に関する資料の収集に努め、文化資源の積極的な活用を推進すること。
4. 市民協働のまちづくりを推進するにあたっては、周辺地域をはじめ市内各地域の実情を踏まえて、適切な施策の展開に努めること。

(3) 審議会委員名簿

(敬称略、順不同) ※は役員改選による交代

審議会職名	委員氏名	所属等	区分
会 長	篠 藤 明 徳	別府大学	知識経験者
副会長	小野松 晋 一	日田市社会福祉協議会	各種団体の関係者
委 員	財 津 幹 雄	日田市議会	市議会議員
	三 苦 誠	日田市議会	市議会議員
	中 野 哲 朗	日田市議会	市議会議員
	十 時 康 裕	日田商工会議所	各種団体の関係者
	※高 山 英 彦		
	富 安 裕 子	日田市観光協会	各種団体の関係者
	横 尾 政 幸	大分県農業協同組合	各種団体の関係者
	和 田 正 明	日田市森林組合	各種団体の関係者
	永 山 真 江	日田市教育委員会	各種団体の関係者
	岩 里 諫 夫	日田市自治会連合会	各種団体の関係者
	河 津 奈津子	日田市男女共同参画審議会	各種団体の関係者
	梅 木 自 敬	日田青年会議所	各種団体の関係者
	梶 原 智 子	前津江振興局管内代表	その他市長が必要と認める者
	吉 井 将 弥	中津江振興局管内代表	その他市長が必要と認める者
	松 上 洋 一	上津江振興局管内代表	その他市長が必要と認める者
	河 津 由 美	大山振興局管内代表	その他市長が必要と認める者
	森 高 重 春	天瀬振興局管内代表	その他市長が必要と認める者
	石 井 勝 誠	旧市周辺地区代表	その他市長が必要と認める者
大 塚 勇 二	日田市副市長	その他市長が必要と認める者	

3. 市民意識調査結果

市民意識調査の目的と概要

調査の目的

第6次日田市総合計画の策定にあたって、市民が感じている現状と今後求められる政策的課題とニーズを把握するため、市民意識調査を実施しました。調査の結果は、市が取り組む政策の方向性を定める総合計画の基礎資料となっています。

調査の概要

調査対象	住民基本台帳に登録されている満20歳以上の市民(平成26(2014)年4月1日時点) ※居住地・年代別に層化した対象者の中から無作為に抽出
調査方法	対象者に対して郵送の方法により調査表を配布・回収
調査期間	平成27(2015)年6月12日から平成27(2015)年6月26日
配布数	配布 4,000 通
回収数	回収 1,556 通(回収率 38.9%)

調査の結果

※単数回答の場合でも、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。
 ※複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えることがあります。
 ※アンケート調査票の選択肢の文章が長い場合、図表の中では要約して表記している場合があります。

日田市を住みよいまちだと思いますか。

回答者数 1,556人 日田市の住みよさについて選んで回答。

内 容	回答数	割合
住みよい	242	15.6%
まあ住みよい	645	41.5%
どちらともいえない	347	22.3%
あまり住みよくない	203	13.0%
住みにくい	87	5.6%
無回答	32	2.1%

日田市に愛着を持っていますか。

回答者数 1,412人 日田市への愛着について選んで回答。

内 容	回答数	割合
愛着がある	643	45.5%
やや愛着がある	353	25.0%
どちらともいえない	255	18.1%
あまり愛着がない	63	4.5%
愛着がない	47	3.3%
わからない	26	1.8%
無回答	25	1.8%

日田市の都市イメージについてどう思いますか。

回答者数 1,556人 日田市の都市イメージとして3項目まで選択して回答。

内 容	回答数	割合
水郷のまちである	910	58.5%
緑豊かな森林のまちである	746	47.9%
歴史・伝統が感じられるまちである	557	35.8%
安全で住みやすいまちである	288	18.5%
観光のまちである	248	15.9%
温泉のまちである	190	12.2%
人情味が豊かなまちである	175	11.2%
親しみを感じるまちである	168	10.8%
農業のまちである	144	9.3%

内 容	回答数	割合
文化的なまちである	67	4.3%
健康的なまちである	28	1.8%
福祉の充実したまちである	27	1.7%
明るく活気に満ちたまちである	26	1.7%
教育に熱心なまちである	26	1.7%
まちづくり活動が盛んなまちである	22	1.4%
将来性豊かなまちである	16	1.0%
都会的なまちである	4	0.3%
その他	57	3.7%
合 計	3,699	—

日田市の現状と今後の取組についておたずねします。(重要度と満足度)

回答者数 1,416人 41項目の取組について重要度・満足度をそれぞれ5点満点で評価した結果の平均点。

内 容	満足度	重要度
病院や医療体制が整っている	3.292	4.515
上水道や簡易水道などの整備により良質な水が安定して供給されている	4.162	4.442
小・中学校における教育環境が整っている	3.594	4.428
安心して子育てをすることができる環境(保育サービス・医療費助成・母子家庭自立支援等)が整っている	3.148	4.368
高齢者が安心して暮らすことができる環境(介護サービス・バリアフリー等)が整っている	3.165	4.363
各種検診や健康づくりのための体制が整っている	3.764	4.347
火災や災害への対策・体制整備が進められている	3.304	4.333
「水郷ひた」にふさわしい河川環境の保全が進められている	3.493	4.300
障がい者(児)が安心して暮らすことができる環境(自立支援・社会参加促進等)が整っている	3.062	4.281
交通安全や防犯など、地域の安全対策が充実している	3.313	4.263
ごみの分別・減量化やリサイクル活動などの再資源化が進められている	4.166	4.259
国道・県道など幹線道路が整備されている	3.428	4.253
公共下水道や合併浄化槽が整備されている	3.729	4.243
市道など身近な生活道路が整備されている	3.286	4.243
公害防止やポイ捨て防止、清掃活動など生活環境の保全が行われている	3.600	4.190
地域経済を牽引する中小企業・地場企業の振興(生産技術の向上・新製品の開発・人材育成等)が行われている	2.728	4.122
日田市の特性を生かした観光の振興(魅力づくり・情報発信・おもてなしの向上等)が行われている	3.186	4.112
窓口対応や職員の能力向上など行政サービスの充実が進められている	3.095	4.083
市内循環バスやデマンドバス、鉄道など公共交通網が整備されている	3.088	4.080
優良企業の誘致が行われている	2.758	4.073
消費者のニーズに合った商店や商店街など商業の振興が行われている	2.475	4.061
地域における福祉活動が充実している	3.154	4.059
効率的で効果的な行政運営を目指す行財政改革が進められている	3.004	4.021
若者や女性など新規起業がしやすい環境が整っている	2.566	4.020
生涯学習活動に対する環境(機会・施設等)が整っている	3.265	3.980
日田市の特性を生かした農業の振興(ブランド化・6次産業化・担い手育成等)が行われている	3.146	3.954
日田市の特性を生かした林業の振興(ブランド化・担い手育成・森林の保全等)が行われている	3.201	3.948
日田駅周辺など中心市街地に都市機能が整っている	2.905	3.935
バイオマス発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が進められている	3.602	3.933
良好なまちなみや歴史的景観が保全されている	3.684	3.917
公園や水辺など憩いの場の整備が進められている	3.522	3.904
スポーツ・レクリエーション活動に対する環境(機会・施設等)が整っている	3.252	3.852
住民自治活動(自主的なまちづくり・人材の育成・地域コミュニティの維持等)が活発である	3.342	3.841
文化財や芸術文化などの保存・継承が行われている	3.465	3.823
ケーブルテレビなど情報通信の利活用が進められている	3.674	3.818
開かれた市政(情報共有・公聴等)と市民参画による協働のまちづくりが進められている	3.078	3.817
人権尊重や男女共同参画の社会づくりが進められている	3.223	3.771
日田市の特性を生かした畜産業の振興(環境に配慮した循環型有機農業・競争力強化等)が行われている	3.130	3.734
日田市の特性を生かした内水面漁業の振興(鮎・ヤマメ等)が行われている	3.393	3.686
文化芸術の鑑賞や活動機会の提供(施設・情報発信・人材育成等)が行われている	3.299	3.654
地域内の交流、地域間や国際交流が行われている	3.161	3.619

日田市がこれまで進めてきた取組の中で、特に重要と考えるものをお答えください。

回答者数 1,416人 41項目の取組について特に重要と考えるものを3項目まで選択して回答。

内 容	回答数	割 合
病院や医療体制が整っている	287	20.3%
安心して子育てをすることができる環境(保育サービス・医療費助成・母子家庭自立支援等)が整っている	263	18.6%
小・中学校における教育環境が整っている	212	15.0%
優良企業の誘致が行われている	184	13.0%
高齢者が安心して暮らすことができる環境(介護サービス・バリアフリー等)が整っている	178	12.6%
消費者のニーズに合った商店や商店街など商業の振興が行われている	147	10.4%
日田市の特性を生かした農業の振興(ブランド化・6次産業化・担い手育成等)が行われている	136	9.6%
地域経済を牽引する中小企業・地場企業の振興(生産技術の向上・新製品の開発・人材育成等)が行われている	132	9.3%
市内循環バスやデマンドバス、鉄道など公共交通網が整備されている	109	7.7%
「水郷ひた」にふさわしい河川環境の保全が進められている	106	7.5%
火災や災害への対策・体制整備が進められている	105	7.4%
市道など身近な生活道路が整備されている	92	6.5%
国道・県道など幹線道路が整備されている	91	6.4%
日田市の特性を生かした観光の振興(魅力づくり・情報発信・おもてなしの向上等)が行われている	89	6.3%
効率的で効果的な行政運営を目指す行政改革が進められている	82	5.8%
日田市の特性を生かした林業の振興(ブランド化・担い手育成・森林の保全等)が行われている	80	5.6%
日田駅周辺など中心市街地に都市機能が整っている	80	5.6%
窓口対応や職員の能力向上など行政サービスの充実が進められている	79	5.6%
各種検診や健康づくりのための体制が整っている	76	5.4%
若者や女性など新規起業がしやすい環境が整っている	75	5.3%
ごみの分別・減量化やリサイクル活動などの再資源化が進められている	64	4.5%
障がい者(児)が安心して暮らすことができる環境(自立支援・社会参加促進等)が整っている	62	4.4%
交通安全や防犯など、地域の安全対策が充実している	60	4.2%
住民自治活動(自主的なまちづくり・人材の育成・地域コミュニティの維持等)が活発である	59	4.2%
バイオマス発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が進められている	53	3.7%
開かれた市政(情報共有・公聴等)と市民参画による協働のまちづくりが進められている	51	3.6%
公園や水辺など憩いの場の整備が進められている	43	3.0%
上水道や簡易水道などの整備により良質な水が安定して供給されている	43	3.0%
スポーツ・レクリエーション活動に対する環境(機会・施設等)が整っている	41	2.9%
公害防止やポイ捨て防止、清掃活動など生活環境の保全が行われている	34	2.4%
地域における福祉活動が充実している	30	2.1%
日田市の特性を生かした畜産業の振興(環境に配慮した循環型有機農業・競争力強化等)が行われている	27	1.9%
文化芸術の鑑賞や活動機会の提供(施設・情報発信・人材育成等)が行われている	26	1.8%
良好なまちなみや歴史的景観が保全されている	25	1.8%
公共下水道や合併浄化槽が整備されている	25	1.8%
ケーブルテレビなど情報通信の利活用が進められている	24	1.7%
人権尊重や男女共同参画の社会づくりが進められている	22	1.6%
生涯学習活動に対する環境(機会・施設等)が整っている	20	1.4%
文化財や芸術文化などの保存・継承が行われている	18	1.3%
日田市の特性を生かした内水面漁業の振興(鮎・ヤマメ等)が行われている	11	0.8%
地域内の交流、地域間や国際交流が行われている	8	0.6%

第6次日田市総合計画

基本構想

(平成29(2017)年度－平成39(2027)年度)

第1期基本計画

(平成29(2017)年度－平成31(2019)年度)

全体版

印刷／カワハラ企画

制作協力／ブンボ株式会社

企画・コピー／江副直樹

デザイン／熊谷健二

ダイジェスト版

印刷／カワハラ企画

企画・コピー／江副直樹

デザイン／熊谷健二

イラスト／エトウクミ

平成29年6月

編集・発行／日田市 企画振興部 地方創生推進課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-23-3111

<http://www.city.hita.oita.jp/>

E-mail kikaku@city.hita.oita.jp

大分県日田市

